

(第一類 第二号)

第六十八回 國會衆議院 地方行政委員會

議錄第三十四號

昭和四十七年六月九日(金曜日)

午前十時三十分開議

委員長 大野市郎君
理事 上村千一郎君 理事 大石八治君

理事 塩川正十郎君
理事 豊 永光君
理事 中村 弘海君
理事 山本弥之助君

理事 小濱 新次君
高鳥 修君 理事 門司 亮君
中島 茂喜君

中山正暉君
細谷治幕君
山本綿賀民輔君
幸一君

横山利秋君 桑名義治君

出席國務大臣
自治大臣　渡海元三郎君

出席政府委員
肖芳、于長富、徐天、政義吉

消防 府 次長 山田 滋君

委員外の出席者

建設省道路局
本道路公團・本

伊庭 武男君

建設省住宅局建築指導課長 救仁鄉 齊君

自治省稅務局
定資產稅課長
固 小川 亮君

消防庁消防課長
青山 淳夫君
地方行政委員会
日原 正雄君
調査室長

1

消防法等の一部を改正する法律案（内閣提出第
九〇号）（参議院送付）

消防法等の一部を改正する
法律案（參議院送付）

第一類第二號 地方行政委員會議錄第三十四號

昭和四十七年六月九日

五六五

○大野委員長　これより会議を開きます。
参議院から送付されました消防法等の一部を改

○大野委員長　これより会議を開きます。

参議院から送付されました消防法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。横山利秋君。

○横山委員　法案の一一番こまかいところでありますが、すばり御質問をします。

は完全な法定の表示でありますからよし
そのほかに、まぎらわしい表示とまぎらわ
い表示と二つある、こういう解釈に立ってい
けですね。だから、まぎらわしい表示とまぎ
らわしい表示との区別が一体あり得るか。私
間はそういうことなのですよ。大体、正式な
以外には何らかの防災関係の表示をしてはな
いと、なぜできないのか。どうもそこの辺
この法律体系としておかしなことを書いてい
のだと、この間も来てもらいまして議論をし
ですよ。私は説明を受けたのです。これは正
表示です、これはまぎらわしくない表示です
ちらのほうは表きらわしい表示です——こん
とを区別しなければならぬ必要がどこにある
は正式の表示です、それ以降はまぎらわ

まして、先ほど申し上げましたとおり、一般消費
者の方々にもこれを知つていただくという意味で
P Rをいたしますけれども、これに類するような
ものについての判別が非常に困難でござります。
したがいまして、「紛らわしい表示」ということ
をあげて付しまして、それについて、罰則において
これを担保するということをしたわけでござい
ます。つまり、全くにせものでございますと、そ
れはまぎらわしいのでありますから、一般消費者
の立場からすれば、十分P Rしても、必ずしもそ
このところが明確に認識されないだろうというこ
とを考えまして、罰則との関連におきましてこの
「紛らわしい表示」というのをあげて付したわ
けでございます。

○横山委員 どうも納得できないのですね。この
法文の中で、「同項の表示又はこれと紛らわしい
表示」の質問をいたしましたけれども、これに類するよう
なものについての判別が非常に困難でござります。
したがいまして、「紛らわしい表示」ということ
をあげて付しまして、それについて、罰則において
これを担保するということをしたわけでござい
ます。つまり、全くにせものでございますと、そ
れはまぎらわしいのでありますから、一般消費者
の立場からすれば、十分P Rしても、必ずしもそ
このところが明確に認識されないだろうというこ
とを考えまして、罰則との関連におきましてこの
「紛らわしい表示」というのをあげて付したわ
けでございます。

○降矢政府委員 まぎらわしくない表示、つまらない表示でございまして、当然告示をいたしますし、一般にも周知をいたします。それが本来付すべき表示でございまして、それに類似する、つまり、そのないもの、それは一切認めておらないわけですが、紛らわしい表示といふ表現をしたわけではございませんが、往々それと見間違うような形式で付されている場合には、それを予想いたしました。いまして、正しいものを告示いたしまして、それを十分P.R.をして、それをまたその基準でつけていただく、こういう考え方のものでございます。○横山委員 これは防災性の表示であります、そ

○降矢政府委員 確かに先生のおっしゃるような
疑問があると思いますが、これは、私たちは、私たちは、
炎性を有するカーテンその他のものにつきま
で、御案内のとおり、これを強制して設置させる
場所は、キャバレー、ホテルその他に限定してお
ります。一般消費者の方々については、これをど
うしても使わなければならぬという義務づけはい
たしておりません。しかしながら、防炎性を有す
るカーテンというものを使用していくだくといふ
ことは望ましいことでございますが、消防職員が
立ち入って検査をする場所は、義務的にそういう
ものを使用する場所だけでございます。したがい

やつてするのですか。一々上司に、まぎらわしい
か、まぎらわしくないかという伺いを立てなけれ
ばならぬ。立てたときに、一体どういう基準でま
ぎらわしい表示とまぎらわしくない表示をあなた
の方は区別をなさるのか。「紛らわしい」というこ
とばをここに書くことによって、まぎらわしくな
い表示があり得るということをあなたの方は法律上
お認めになつてある。そうすると、正式の表示の
ほかにまぎらわしくない表示があり得るといふこ
とを認めなければならぬ。なぜそれを認めなけれ
ばならぬのか。そのところが法律効果を非常に
減殺する。この法律効果というものは、お店に
行つて、劇場に行つて、キヤバレーに行つて、消

防署員が見た場合に、表示が書いてあるな、オーケー、表示が書いてないな、これはいけませんな、これはひとつ書いてください、ここに表示が書いてありますよ、いや、これは正式な表示じやないじやありませんか、けれども、これはちやんとメークーが防炎性だと言つてやつておりますよ、私の責任じやりません——そこでメークーを追跡する。メークーは、自社の責任をもつて防炎だと考えておりますといふことで、まざらわしいいや、まざらわしくないとけんかの種をわざわざこへ残さなければならぬ理由がどこにあるか。法律効果はこれで全く減殺されるではないか。「紛らわしい表示」というものをここに置かなければならぬといふ理由が私にはわからない。なぜ「紛らわしい表示」というものをこの法文の中へ残すのか。これによつて消防署員が行つても全く効果がないじやりませんか。これはどうも少し法制局あたりの御見解を聞き過ぎてしているのではないかと思う。この法律案のポイントはここだけじやありませんか。そのポイントがまざらわしい結果になつてしまつてゐるから、ここのみそが一番はつきりしないから、これはだめだと思うのです。

○降矢政府委員 先ほど申し上げましたとおり、正しい表示は自治省令で告示するものでござります。しかしながら、これにまざらわしいものとして考えておりますのは、実は正しい表示に似せて努力のあるよう見せかけるという表示でござります。現在、先生も多少御案内かと思いますが、消火器につきまして、それに類するような、実は検定を受けてないものについて検定済みという表示、つまり受けたかのごとく相手に錯覚を起させれるような表示をしている向きがござります。今般の改正におきましても、二十一條の九第二項の「紛らわしい表示」、検定を受けたものと相手に錯覚を起させるような、そういうまざらわしい表示についても、今後罰則をもつてこれを禁止するというような担保規定をあえて設けたわけでございます。それと同じ意味におきまして、この場合におきましても、正式な表示のほかに、このまざら

わしい表示というものを罰則の対象とするために、この「紛らわしい表示」という表現、つまり構成要件をあえて書かなければ、その点の罰則の対象にせられるかどうか疑問があるということをございます。したがって、「同項の表示」のほかに、こういった「紛らわしい表示」という表現を用いまして、そして構成要件を明らかにしまして罰則の担保に付する。こういう考え方のものとこれを入れたわけでございます。

○横山委員 この表示は、第二項によつて「同項の防炎性能を有するものである旨の表示」なんですね。安く、きれいで、りっぱなものでありますと書いたって、何もそれは関係ない。この表示の目的とするところは、「防炎性能を有するものである旨の表示」なんですね。そのままわしい表示をする人は、火災予防に便利でありますと表示をした場合に、これは「紛らわしい表示」であるかどうかということの議論の種になる。メーカーが、これはわが社がどことこの研究所において防炎性を持つておるものであるという鑑定をしていただきましたといった旨の表示をすることも「紛らわしい表示」であるかないか。これは必ずしもん議論を呼ぶわけです。

それで、この「紛らわしい」というようなことがばがほかの法律にあるかないかは、私は検討はしません。けれどもこの法律が、「防炎性能を有するものである旨の表示」をすることが一番のみそのあるならば、まぎらわしい表示をした者はいかぬけれども、まぎらわしくない表示をした者は差しつかえないということになれば、一体何の効果があるか。それで、「紛らわしい」ということばを削除することによって、現場における争いもなくなるであろうし、メーカーも、あるいは劇場も、どうしても表示したいというならば、正式の表示のしてあるものを買う気になるであろうし、それをすればいいのであって、わざわざまぎらわしくない表示を付しても罰則はないというふうにここで断定をされることは、まことに法律効果を減殺される。こういう席上ですから、長官も、開口

翻、それはますかたですねと言はわけにはいくまいと思うのですけれども、これは同僚諸君もお聞きになっておつてどうお考えになつてゐるか。私は、これはどこかで法律論に幻惑されて、法律効果をなくすることについて踏み切りと決断が足らなかつた最大のものじやないかと思ひますが、大臣、どう思ひますかね。

○渡海国務大臣 横山さんは法律の点につきましては御専門でござります。私は法律にはその点うといのでござりますが、私は、この法律案を提案しますときに、見ましたときに、横山さんのよう、正しいもの、それ以外はまぎらわしいもの、その間にもう一つまぎらわしくないものがあるという三段階じやなくして、正しいもの、それに對して往々にしてまぎらわしいものを出す。ところが、防炎のものを付するというのは、一般に使用されるところではそういうものを使う必要がない、特定のところに必要であるということになりますから、全部が防炎のものを付さなくてはよいということにもなりますので、たまたま防炎のまぎらわしいものによりまして、わしはこれは何も防炎でやつたものじやないのだ、間違う客が悪いのだというふうな場合のことをおそれて、正しいもの以外のまぎらわしいものはつけてはいけないので、こう率直に受け取りまして解釈しておつたのでございますが、いま言われますと、そういうふうな点もあるのじやないかと思ひましたのですけれども、私は率直に受け取りまして、そういうふうに規定されて、まん中にまぎらわしくないものと、いうのを抜いて、正しいものとまぎらわしいものと二つに分けて、まぎらわしいものはつけてはいけぬのだ、この条文ではこういうふうに解釈してもいいのじやないか、こう思ひまして認めたのでござりますが……。

きらわしいものとまぎらわしくないものと区別しておる。法文上はどうしてもこういう解釈になる。裁判で争つた場合には、許可は受けておりませんけれどもこれはまぎらわしくない表示でありますという立論の根拠がこの中にはあるのです。たとえば法律でよく、商工会の名称を他に用いてはならぬ、税理士会の名称を他に用いてはならぬが正当ですよ。ですから、私は、他の法律にも例があるより、「同項の表示」以外には防炎性能を有する旨の表示をしてはならぬと割り切つてしまふべきだ、こういう意見なんですよ。これは私の意見で、ひとつ委員長や同僚諸君にお聞きをお願つて、最終的に判断するときに一ぺん議論をしてもらいたいし、それから消防庁としても、これは私は消防庁のために、消防署員のためにすすめておるのでから、ひとつ行政が円滑にできるようにも、もう一ぺん最終的に御判断を願つたほうが非常にいいと思ひますよ。

その次に、同じような問題で、現実的に起こりますのが、この表示をしてあるものを買って、劇場なりどこかでつけた、ビルでつけた、洗たくした場合には洗たく屋がこれをつける、あるいは原反を買つてきて自分のところで加工した場合、あるいは縫製業者に加工を依頼した場合、そういう場合には洗たくさんあるのですが、そういうときにはこの法律はどういうことを希望しているわけですか。

○降矢政府委員 これは今回の八条の三の一番最後の規定のところにそういう関係規定を置きましたて、加工をさせた場合には、その加工業者にその旨を表示させるようにするということで、「自治省令で定めるところにより、その旨を明らかにしておかなければならぬ。」というような規定を置いたわけでございます。したがいまして、洗たく屋さんに出して防炎性能をした場合には、その防炎性能を有する旨の表示をさせて、それを使用するということをここに書いたわけでございます。

○横山委員 洗たく屋が洗たくした場合に防炎性が希薄になる。それを洗たく屋が染料なり何なりで防炎性をつけ加えなければいかぬ。そういうことが全部の洗たく屋ができるような状況になつておるとは思ひませんね。そうすると、洗たく屋を選択しなければならぬということになるわけです。実際問題として、この法律は、そういうことを予想してそれを要求しているわけですか。

○降矢政府委員 この防炎性能、つまり防炎加工という技術がございまして、この点につきましては、いまの洗たく屋さんの例で申し上げますと、日本防炎協会がこの防炎加工の技術についての講習をやり、そうしてその講習において資格、技術を認定する、こういうことを積極的にやっておるわけでございまして、そういう技術を有すると同時に、また、そのための機械設備が必要でございまして、病院とか、あるいはホテルとか、劇場とかいう特殊の施設、つまり第一項の「防火対象物」というのは、主として不特定多数の人の集まりましては、病院とか、あるいはホテルとか、劇場とかいう特殊の場所におけるカーテンその他の中についての防炎を法律的に義務づけておるわけでございまして、この規定におきましても、その義務づけられた者がそういうものを常時使用しておかなければならぬということが八条の三の第一項でござりますので、それを受けまして、洗たくをして防炎性能が希薄になり、あるいは全然なくなつたという場合には、それをさせて、そしてまた維続的に防炎性能を有するカーテンにしておかなければならぬ。こういうことでございますので、いまの洗たく屋を選択せることを予定しているのかという御質問については、そういう技術を持つ洗たく屋さんにそれをしていたら、また、するほうにおきましても法律的に義務づけられておる、こういうところから、予定しておるといえども予定しておるわけでござりますけれども、そういう関係で、特殊の技術、機能、設備を要しますの

で、ある程度防炎加工できるものは当然限定され
てくるわけでござります。
○横山委員 この法律の終局的にねらうところ
は、この種のどんちようであるとかカーテンであ
るとかを含めて、一般家庭に至るまですべて防炎
性のものを使うように将来望んでおる、こういう
ふうに私は考える。その第一回のはしりとして、
高層建築物や地下街、劇場、キヤバレー、人の集
まるところをまずまず一番初步的な表示をさせ
る。将来としては、スーカーから洗たく屋、ある
いは家庭の主婦に至るまで、防炎性のものをつく
り、防炎性のものを劇場にかけ、家庭のカーテン
も防炎性のものにするよう誘導しようとしてお
るというふうに私は考えておるのでですが、まあそ
うでしょうね。そうだとすれば、先ほどの話に返
るわけじやありませんが、まぎらわしくない表示
をしていいというような、一番初步の初步から
まぎらわしい法律をつくっておつたならば、私は
効果がないと思うのですよ。

それからもう一つ聞くのですが、こういう法律
解釈でよろしいか。まぎらわしい表示をしたら二
万円の罰金ないしは拘留をする。では、劇場やど
こかで防炎性でないカーテンやどんちようをつけ
ておいたらどういう処分になりますか。

○降矢政府委員 この点につきましては、特殊の
施設において防炎性能を有するカーテン等をつけ
なければならぬという第八条の三の規定は、昭和
四十四年の改正において御審議をいたいたわわけ
でございますが、その際にも、つけていなければ
罰則で担保するのかどうかという御論議がござい
ました。それで、この点につきましては、実はこ
の種の問題は非常に初めてのものでございます。
そして、やはり相当の普及を見なければいけませ
んし、また、先ほど先生の御指摘のように、ある
種の施設と技術を持たなければ防炎性能の問題が
前進いたしません。したがって、法律で強制し
て、直ちにつけてないから罰則ということについ
ては、踏み切りがたかったわけでございます。
そこで、今回これをこうかこうで入れる

について、私たちの内部でも相当議論をいたしました。この点につきましては、先生御案内のとおりに、問題は、その四十四年四月一日以前からある施設について用いられている合板、カーテン等について、法律の規定をざくばらんに言えども、今後そのカーテンを使ってる限り全然防炎性能を持たせなくともよろしいのだという規定が附則に入つております。そこで、この普及率がまことに悪うございまして、われわれ調べてみますと、防炎性能を当然持つていなければならぬようなどころだけを見ましても、大体普及率が一〇%内外でございます。それはおそらく、そういうようないわば経過規定がありまして、また同時に、あとで見れば、それは古いものであつたのか、當時あつたものなのか、きわめて不明確でござります。そういうか、こうから、いまのような防火対象物におきましての普及率というものはきわめて悪い。そこで、今回そういった意味の経過措置を廃止いたしまして、そうして今後、古いものも洗たくをする際には防炎加工をすることを、一年間猶予規定を設けまして義務づけることによたしめたわけでございます。それをいたしましても、なお直ちにこれによつて罰則で担保すべきかどうかということについては、もう少しいまの普及を一そう早めまして、これによつて担保をするかどうかということを検討したらどうかということで、今回は、四十四年の考え方をもう少し延長して実績をつくり、その上で考え方ようということで、今回の改正を契機に新たに罰則の規定を入れることをやらないかつたわけでございます。

しきなことでしようかね。その意味では、消防庁というところはたいへん国民に遠慮なさるというか、決断が足らないというか。なるほど、何月何日から防炎性のものを全部つけなければ承知しないでなければ一万円の罰金だというのは強行過ぎるような気持ちはせぬでもない。それは、全国至るところのキャバレーから全部防炎性のものにつければえなければならぬという点は、たいへんなことだと思いますよ。思いますけれども、まさわしいものをやつたら一万円の罰金だよ、けれども防炎性でないカーテンをしておっても何らの罰則はありませんよという法律体系というものは、いかにも法律論として説得力がない。大体私は、消防についてはしようとあります、この機会にいい勉強させてもらいました。勇気が足りないという気がしますな、ほんとうに元気がない。大臣も一体消防庁のこととほんとうに一生懸命にやっておるのかどうだらうかという気がしますね。それで、大きな火事さえあればわあわあと言って、がんがん音うだけで、実際は、どのくらいあなたが消防のことについて奮勇を振るつてやっているのか、疑わしき限りだと思う。消防局も、いま、申しわけないがこういうことだというような説明をくどくどするようなことではダメではないですか。なぜこのところを少しはつきりしないか。何もあしたからとは言いやしない。まぎらわしい表示をつけたら一万円以下か拘留だよ、しかし防炎性でないカーテンをつけておいても何にも罪はありませんよと、そんなおかしなことがありますか。どうですか、大臣。

けでございまして、その他のところについては罰則をあえてつけなかつたわけでございます。したがつて、基本的な考え方としては、いますぐいることは先生も望まないおつしやいましたが、私たちこそは全く同感でございまして、いまのような普及率ではどうもやはりうまくいかないということで、表示をつけで、それを普及するというところに重点を置いて今回の改正をしたわけでございまして、いま御指摘のような問題をあえて回避した姿勢では決してございませんので、御答弁申し上げたわけでございます。

○横山委員 納得できないですね。大臣の考えを聞きたい。

○渡海国務大臣 現在のこの法の規制につきましては、今までの消防法の実態というものは、特定されたところにおきましては、罰則よりもむしろ、平素の観察その他におきましてこれを徹底させるという法体系に大体なつておつた。今回、防災性のものの普及率が悪いものでござりますから、この面に対しましては罰則を設けておる。それとつり合わせて、まことにふつり合いでということは、その法体系の中から見たら、私も横山委員と同感でござります。ただ、従来の考え方といたしましては、そういった特定の多数の方々に対しても、防火の安全を期さなければならぬところに対しましては、罰則よりもむしろ現場指導という形で実施に移しておるのが実態でございましたので、今につきましては、直ちにそれをやることができないというところから議論はありましたのでございますが、従来の体系にしたところで、法体系の中ではふつり合いでございますが、従来の体系の中へ、一つの、今回の普及といふものを奨励するためのもの、これには罰則というものがせひととも必要であり、またそれがなければその効果を期せないというところの問題のために、法体系そのものの中ではふつり合ひとなつたという御指摘は、もつともでございますが、そのためには、そういうふうな違つたような体系になつたんじやないかと思ひます。

私も、この間の火事等で参りまして、その後、至急に法的な整備を急ぐために、消防審議会等にはかりまして、いま検討を重ねておる最中でござりますが、いま申されましたように、ややもしまして、現状に特に規制を加えることのむずかしさのため、法的規制というものを緩慢にする傾向なきにしもあらずだと思います。しかしながら、人命のどうさを考えましたなれば、やはり法的規制を断固として行なわなければならぬということを、あの教訓によりまして痛感した次第でございまして、関係各省にも御協力を得まして、いまその検討を進めておりますので、いまも申されましましたよう、消防体制に対する規制がなまぬるいんじやないかという御指摘、まことにごもつともだと思ひますので、今後そういう部面で、人命尊重ということを第一にいたしまして、必要な法的規制は、たとえ現状が困難が伴おうとも、断固としてつくっていくという方向で強力に推進してまいりたい、このように考えておるような次第でございます。

長に与えられております予防活動の権限、三条、四条、四条の二、五条、七条、八条、十七条の四、それから二十一条、予防活動で消防署長に与えられている権限というののはたいしたものだなとうございました。

〔委員長降席、中村（弘）委員長代理着席〕

それなら、実際問題として、消防署長は与えられている権限、同時に、裏返せばそれは義務ですが、義務が一体ほんとうに履行されておるのか、多大な疑問を私は持ったわけです。これらの強力な権限がほんとうに履行されているか。消防署員が管内のがいかなるところへも立ち入り権まであるし、建築についての同意権まであるが、あらゆることが実際に履行されておるのかどうか。私は多大の疑問を持つておるので、長官、どうなんですか、この状況は。

○降矢政府委員 立ち入り検査による消防防災体制の結果のトレースであります、立ち入り検査につきましては、それ自体は計画的にやっておりまます。そのことは間違いはございませんが、その結果、指摘をしたものを見表現させる段階では、必ずしも十分ではございません。その点はもちろん全部とは申し上げませんけれども、立ち入り検査をしてある設備についての指摘をする、あるいは設備がないからこれをつけなければならぬ、こういうところは、いま大臣が申し上げましたようにまず勧告といたような方法によつて、文書をもつて提示しているのが普通でございます。その後、十七条の四の規定によつて、期限をつけて命令を発するという段階までやつてあるところは少ないと申し上げたほうが正直だろうと思ひます。つまり、指導段階である程度それを改善させるという努力はあります、とこどんまでそれが全部の消防査察において実現されているかといいますと、必ずしも全部そうだということを申し上げる段階にはございません。

○横山委員 私は、この四十六年度消防白書をずっと見て、一体、消防署長に与えられている権限の行使はどんなふうに行なわれておるであろうかと思つて見たら、何も書いてない。一体、消防庁として、この予防関係で、消防庁が年間何をやつたかといふことが、ほんとうにまじめに行なわれておるならば、この「予防行政」の中に、勧告が何件、立ち入り検査が何件、何が何件と確実に出してこなければならぬはずですね。何も書いてない。予防のところに何か書いてあるかといふと、春季火災予防運動、それから秋季火災予防運動、車両火災予防運動、全園山火事予防運動、文化財防火デー、こんなことしか書いてない。お祭りだ。お祭りしか書いてない。もつと着実に、町の工場、町の映画館を検査して、それに対しても監督をし、行政をし、注意をし、その結果はどうであつたかということがここへ出てこなければどうぞいやありませんか。何をしているのか。この間の大坂の火事の中で一番私どもが気になつたのは、結局、注意はあつた、あるいは演説はあつた、けれども、実際の防火演習というものがほんとうにかけ離れたお祭りごとであつた、実態に少しも合つてなかつたという経験ですね。だから、春季火災予防運動なんかとは言ひませんよ。言ひませんが、そのはなばなしをお祭りよりも、立ち入り検査をして、毎日回つて一つ一つを注意することのほうがどんなに重要なことであるか。私は警察庁にもこの間言つたのであります、おまわりさんが、そのそこに立つてゐるだけでたいへん違うのだ。どうぼうをつかまえるよりも、街頭に立つておるところが、どんなにえらいだろうと思つけれども、そういうことのほうが大事だということを指摘をしたのです。火災予防運動も、この予防活動、消防署長に与えられている膨大な権限だと私は思いましたよ。ほんとうにえらい権限ですよ。金が足らなくなら金をふやすことですよ。予防活動がもつとくさんあるとは私は思わなかつた。これが着実に行なわれることのほうが問題だと私は思う。人が足りないなら人をふやすことですよ。金が足らなくなら金をふやすことですよ。予防活動がもつと

いなら金をふやすことですよ。予防活動がもっと着実に行なわれて、私どもみたいなしるうとに、消防白書を読んだら年間どれだけ予防のために立ち入りをやつて、住宅に対する注意をどのぐらいやつてという、着実な下積みの人々の活動が浮かび上がってこなければうそだと私は思うが、どうですか。

○降矢政府委員 消防署長に与えられている予防権限、これは立ち入り調査、それに基づく指示、指導、監督、こういうものになるわけでございまして、御趣旨は全くそのとおりでございます。実際に、確かに、件数その他についての調査を自書の中につたつていよいいう点については、私も反省いたしました。しかし、実際どういうふうにやっておるか。計画的に、各消防署ごとに、劇場、旅館あるいは危険物施設、そういうものの区分に従つて、それぞれある程度専門的な知識をみな持たせられたでございまして、そういうことによつて、主として不特定多数の集まるところ、あるいは危険物の集まるところについての査察は当然やつてゐるわけでございまして、そのやり方について、先ほど御指摘がありましたように、あとのは是正措置といふものについてのトレーニングがまだ十分じやありません。この点については私たちも反省をいたしておりますし、是正措置まで徹底的にやらなければ査察の意味がございませんので、この点は、今後とも十分に力を入れてまいらなければならぬところでございますが、査察そのものの実行につきましては、決して手を抜いておるというようなことはありません。件数その他についての手を抜いているなんて言つておるのではありません。横山委員 手を抜いているなんて言つておるのじゃないのですよ。もつと長官も率直にお答えを願わなければならぬと思うのは、一体、この消防署長に与えられている権限、これは私は逆に義務だというふうに理解をしたいと思うのであります

が、義務が完全に履行されておるかどうか。それは統計がここに出ていないから何とも言えませんが、この義務を完全に履行するためには、どのくらいの事業場があり、どのくらいの視察をしなければならないところがあり、それは実際問題として何%ぐらい現実にやつておるか。手を抜くとか抜かぬとかじやない。現実に何%ぐらいやつていいのか。そして、それに対する勧告がどのくらい行なわれたか。勧告がどのくらい守られて、どのくらい守られなかつたかということについて、私は実態を聞きたいと思つておるのであります。あなたの言ひわけや弁解を聞くつもりで申し上げているのぢやない。この消防署長に与えられている権限及び義務が完全に履行されていないと私は思つていいけれども、なぜそれができないのだろうか。もしも予防消防に対して十分でなければ、ばかりそこへわれわれが視点を集中をしてやらなければだめなんで、一生懸命やつておりますという説明を聞くために私は質問しております。いかに勤められておるわけじやないのです。どのくらい事業場があつて、そしていまの陣容から言ってどのくらいこの義務が履行されておるか。そして、どのくらいの勧告がされ、それがなぜ履行されないのかという点を率直に聞かなければ、これは審議になりません。

○降矢政府委員 消防職員の立ち入り検査、つまり相手方から言えば、消防施設その他の法律で義務つけられているものを設置しなければならぬという個所であります。その点は、危険物施設では約三十万ございます。それから、いわゆる防火

対象物と言わわれているものにつきましては、資料がございますが、たとえば、いわゆる複合ビル、千日ビルのようなものは二十二万一千件ござります。デパートその他についての資料がございますが、全体の合計につきましては、いま出します。そういうことでございまして、それを現地の消防で、大体年二回をめどにして計画的に査察をやるものが通例でございます。もちろん、ところによつては、消防施設についての検査の結果、指摘事項のないというようなところ、あるいは軽微な指

摘事項というような点については年一回といふことがあります。その状況を見直すというやり方が通例のようになります。その点は私はやはりなまぬないと思つております。したがつて、文書で指摘事項を出すについても、いつまでに何を直すのかという期限をつけて指摘事項にして出す……。

○横山委員 そりうことを聞いているのじやありません。けつこうです。

大臣にも長官にも、一つ注文をしておきたいのあります。私の焦点としておるところは、先ほど申しました火災の予防に関する消防署長の権限。義務に基づいてこれが完全に履行されるとするならば、条文によるのですが、何が所ぐらのところが対象になるか。その計画として、いまお話しのように、年に一回なり何なりをどういうふうにやらなければならないと考へておるのか。そして、それは、実際、実施状況はそのとおりになつておるのかどうか。実施をした場合において、どのくらいいろいろな方法で権限を行使したか。行使したことによつて、守られたもの、改善されたもの、改善されないものは何かという点について、どうも資料がなさそうであります。私は、そのなさうだというところにたいへん遺憾な気持ちがあります。自後の消防白書をおつくりになるときは、そこを中心にしてもらいたい。いま私が申し上げたことができるならば、なるべくすみやかに委員会に提出をしてもらいたい。その提出にあつて、なぜそれができないか、なぜ全国の該当の立ち入り検査、計画検査なしは勧告の実行ができないのかという点も、ひとつ明らかにします。自後は、この消防法を初めてずっと

を持っておる。これは絶大な権限ですよ。この絶大な権限が実際問題としては何らかの効果をもたらしていないのぢやないかとすら感ずるわけであつしまして、これがほんとに完璧に行なわれていてもらいたい。私は、この消防法を初めてずっと読んでみると、消防署長というのは必ずしも権限を持つておる。これは絶大な権限ですよ。この絶大な権限が実際問題としては何らかの効果をもたらしていないのぢやないかとすら感ずるわけであつしまして、これがほんとに完璧に行なわれていてもらいたい。私は、この消防法を初めてずっと

建設省がお待ちのようでありますから、建設省の問題について聞きたいと思うのであります。高速道路の事故、新幹線で将来あるかも知れない事故、飛行機事故、水上事故、地震対策、林野火災等、大規模な火災がたくさんあるのですが、たとえば高速道路のまん中でおとつも七台の追突事故がありました。私の承知をいたしておりますところによりますと、高速道路のまん中で起つた事故については、その事故の起つた地点の所属する市町村の法律上の救急の責任、しかし、建設省は、道路公団の持つ自主的な救急体制という実際問題としては、インターの出入り口に属する市町村の責任、こういうふうに常識的に考えておられるわけですが、そのとおりでしようか。また、建設省は、道路公団の持つ自主的な救急体制といふ点について、一体どういうふうに強化をしておられるのか、その点を伺います。

○降矢政府委員 一般的に申し上げまして、市町村の区域内における救急事故については当該市町村、つまり、救急業務をやつておる市町村が責任を持つことになります。しかし、いま御指摘のように、高速道路においては、まず入る場所が限定されておりますので、管内の関係市町村で協議会を開催をして、第一次的にはインターの所在する市町村から連絡を受けて参る、こういうようないふうでこの高速救急の問題に対処しております。

○伊庭説明員 お答えいたします。

高速道路上の救急の問題につきましては、いま長官からお答えいただきましたとおりでございま

管理者であります日本道路公団に、十分の努力をいたしまして救急に遺憾なきを期するようになります。かねがね指導しておるところでござります。

現在、日本道路公団においてやつておりますことを申し上げますと、ペトロールカーと申しまして、交通管理用の車両がございますが、この車両に救急薬品等を常時配備いたします。現在やつております交通管理人に救急の訓練を一應施しまして、事故が発生いたしまして飛んでいきました場合に、一応の手当で等ができるような訓練をするといふことが第一でございます。

それから、次に、必要な個所には救護所を設けております。サービスエリアでございますが、大体五十キロぐらいにございますが、そういうサービスエリアには救護所を設けておりまして、ベッドを設けておりまして、一応、そういう事態が発生いたしましたときには、そこでお休みできるような措置も講じております。また、道路公団においては、先ほどお話しの救急業務実施市町村に対しまして救急車を提供いたしておる場合もございまして、それから、当該市町村と公団の事務所との間に専用通信施設を設置いたしまりすることなどの協力をいたしておる次第でございます。

○横山委員 このように高速道路で事故が頻発するときには、またたく間に交通が渋滞をする。そして、救急体制は、道路公団の自主的なものの能力を少し越えそうだ。一方、インターの所属する市町村から応援体制をするについてはなかなか時間がかかる。だから、高速道路の事故救急体制については少し考え方をいかぬじやないか。いま、高速道路に付随するところの沿線市町村が全部協定ができるとは私は思わない。したがって、どうしても高速道路公団自体が救急体制について飛躍的な強化をしなければ、交通は渋滞するわざて病人の救急医療も不十分ではないかというように私は考えるわけですが、それならば、新幹線については消防庁はどういうふうにお考えですか。新幹線で事故が起つた場合には、いまどういう体制が組まれております。

○降矢政府委員 この点につきましては、いわゆる列車、電車衝突事故における救急救助活動でございますので、当然、運輸を受けた市町村がそういう体制であれば参りますし、非常に大きい事故になりますれば、応援を求めるということによってそれに対応するということをやつておるわけございまして、たとえば、先般ありました三重県の近鉄の事故等におきましても、そういうような処理体制をしておるわけでございます。

○横山委員 医師その他の資格のある人が全部配置されておりますか。

○伊庭説明員 現在は配置されておりません。

○横山委員 消防職員が、医師としての資格のない人が救急医療をする場合がありますか。

○降矢政府委員 消防職員は医師の資格を持っておりませんので、医療行為はいたしております。

○横山委員 救急現場において即座に緊急措置ができたならば生命が助かるであろうと思われる者は、厚生省の先年の発表によりますと、死亡者の三分の一が、即座に救急医療が現場で行なわれたならば助かるであろうと、いうことを厚生白書で言つております。そういう点では、私は、公団で救急医療の医師の資格あるいは経験を持つた人が配置をされていないということは、たいへんまずいことではなかろうかと思うのです。それから、消防職員が現に何かをしなければいかぬという場合については少し考え方をいかぬじやないか。いま、高速道路に付隨するところの沿線市町村が全部協定ができるとは私は思わない。

○横山委員 手元に参りました資料によりますと、古い話では、消防関係救急業務に従事する消防職員が、患者を病院に輸送するに際してカンフル皮下注射を行なうため、ために患者の病状を悪変させたのではない。お医者さんを同乗させてそこに行くということいかと疑われる事件が発生したが、医師法第十七条の規定と、これら消防職員の行う救急処置との関係については、「下記のとおり」、下記は「やむを得ないと認められる事情の下にカンフル皮下注射等を行なうことは、一般的には反覆継続の意思を得てするものとは考えられず、従つて医師法第十七条にいう「医業」を行なうものとは解されない」ということがあります。こんなことは、「いこと」ということがあります。こんなことは、「私はおかしなことだと思うのです。救急車の中にカンフル注射をするくらいの人が乗つておるのはありまえのことではなかろうか。なぜこのとき重県の近鉄の事故等におきましても、そういうよな処理体制をしておるわけございます。

○横山委員 医師その他の資格のある人が全部配置されておりました。医師その他の資格のない人が救急医療をする場合がありますか。

○横山委員 救急現場において即座に緊急措置がされたならば生命が助かるであろうと思われる者が、厚生省の先年の発表によりますと、死亡者の三分の一が、即座に救急医療が現場で行なわれたならば助かるであろうと、いうことを厚生白書で言つております。そういう点では、私は、公団で救急医療の医師の資格あるいは経験を持つた人が配置をされていないということは、たいへんまずい。私が死なずに済むということを政府も言つておるわけではありませんから、救急医療についてもう少し考え方を何かの形で持つておる人が配置されてしまつて、現場で緊急医療ができれば三分の一が死なずに済むということを政府も言つておるわけではありませんから、救急医療についてもう少し考え方を直すべきではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○降矢政府委員 要するに、消防職員が注射その他の医療行為というものをどこまでやれるかという問題にならうかと思います。

いま注射の例が出来たけれども、たとえば副木をするとか、あるいは酸素補給器を当ててやつとか、そういうことは当然教育として十分にやつておられますけれども、それ以上のことにつきましては、やはり医療行為という考え方がありまして、それを停止させて検査をするという権限を与えたわけでございます。

○横山委員 何条ですか。

○降矢政府委員 十六条の二でございます。

○横山委員 タンク貯蔵所」これはタンククローリーのことです。消防法の十六条の二「移動タンク貯蔵所」に規定されていますけれども、医療行為という考え方がありますけれども、それ以上のことをさせるということと、警察官と協力して、路上に消防としていまタッチする問題としては、いま申しあげました石油類等の危険物を陸上輸送する場合でございます。

○横山委員 その点につきましては、昨年の改正におきましては、危険物取り扱い者の試験に合格した者を同乗させるということと、警察官と協力して、路上においてそれを停止させて検査をするという権限を与えたわけでございます。

○横山委員 ちよと読んでください。

○降矢政府委員 ちよと読んでください。

八
三

それから立ち入り検査につきましては、十六条の四の二項であります。「消防吏員又は警察官は、危険物の移送に伴う火災の防止のため特に必要があると認める場合には、走行中の移動タンク貯蔵所を停止させ、当該移動タンク貯蔵所に乗車している危険物取扱者に対し、危険物取扱者免状の提示を求めることができる。」という規定を昨年の入れたわけでございます。

○横山委員 それならば、この問題について、鉄道と船舶は別だとおっしゃいましたが、米軍や自衛隊の薬葉輸送の場合には何条が該当しますか。

○降矢政府委員 いわゆる消防法におきます危険物は、別表に書いてありますが、主として石油類でございます。その取り扱いにつきましては、消防法のいまの規定が適用になるわけでございます。

○横山委員　自衛隊や米軍が火薬類を陸上搬送する場合においては、消防法の規定はない。どうも、ないでは済まされぬような気がするわけでもあります。現実にそういう危険が町をのし歩くことがありますので、消防法の直接の適用はございましょうか。

○降矢政府委員 その点につきましては、火薬類取締法のほうの関係で規定がありまして、消防法のほうには規定はございません。

しかし、いま私たちが考へておることは、まさに先生御指摘のとおりでございまして、LPGガスにいたしましても、火薬にいたしましても、あるいは有毒劇物の陸上輸送につきましても、一たび災害が起これば、その起こった場所の住民に被害が及び、それを、一番最初に、何らかの意味で災害を除去する活動をするのが消防でございます。したがつて、私たちは、總理府に陸上交通安全対策室というものがございますので、そこにいま御指摘のような問題を提示いたしまして、輸送をする場合、どういう経路、どういう時間にそれが行な

われるのかというようなことについては、少なくとも現場の消防のほうにも事前に通知するということなことはどうしてもやつてもらわなければならぬ。現に、御案内の、アルキルアルミニウムという危険物がございますが、これにつきましては、すでにいま私が申し上げましたような通過時間、通過場所等について、事前に消防に連絡をして輸送するといふような体制をとつておるところでござります。そういうことで、やはり、消防法に規定がなくとも、起つた場合の処置の体制といふものについては、事前に消防のほうが察知しておく必要がございますので、そういうことをぜひやらなければならぬ。ことに、有毒劇物につきましては、厚生省のほうとも相談をいたしまして、そういうなことをやるようなことを現にやっておるものでございます。

○横山委員　自衛隊だから、米軍だから、目のかたきにするつもりで言つているのではないのですよ。しかし、一番危険が強いものが町をのし歩いておるのに、消防法の規定はなく、任意にあなたのはうでおやりになつてゐる。それが末端の消防署長まで一休届いておるかどうかわかりません。それは権限でもない、訓示的な義務としてやつておるということであるならば、私は、これはゆゆしいことだと思うのであります。やはり、法律上の権限、義務に基づいて、米軍であろうと、自衛隊であろうと、あるいは特殊な、ここに提起されていないものであろうと、やはり実行しなければならぬ。そういう点について法律の改正をすみやかにすべきではないかと思うのです。法律を改正する前といえども、自治大臣と所管大臣との協定が行なわれるべきではないか。そういうふうに考えますが、大臣はどうお考えでしょう。

○渡海国務大臣　いまあげられましたようなものについては、それぞれの所管の省におきまして、たとえば、火薬取り締まりの法律によつて取り扱い、または、有毒劇物につきましては厚生省におきまして取り扱い、それらの法律の作成のときに

は、絶えず私たち消防の立場で意見を出さしていただき、それだけでは足らぬものでございますから、いま申しましたように、絶えず関係各省局との連絡し、幹部会議を開きまして、これの処理に対する総合的な調整をやっておるところでござりますが、いま御指摘のように、法的に移送その他を消防法の中においても入れていただくという方向へもっていかなければならぬのは御指摘のとおりであります。現在それらが実際にござって行なわれておるところもございます。私も、それらの問題について聞いたこともござりますが、私も、法規制が一日も早くできるように、今後とも努力をしていただきたいと思います。御指摘のとおりであります。

○横山委員 こんなことをいまさら私たちが指摘しても、自治省としても、消防庁としても、まことにうかつなことだと私は思います。だから、即刻法律改正に取りかかるべきであろうし、あるいは法律が改正できない前といえども、消防署長の義務として、これが行なわれるべきためには、あるべき関係各省との協定がなさるべきだと思いますから、善処を願いたい。

次は、検定協会について少しお伺いをいたします。

日本消防検定協会の予算書、これをずっと見させていただきたいのでありますが、時間の関係上、簡潔に指摘をしておきたいと思うのであります。別に不正があるかどうかということを議論するわけではありませんが、総体的に見まして、こういう消防機械器具の検定をなさつておられるようになりますが、私ども、初めて見る分には、どうもえらく単価が安いなという気がする。消火薬剤の個別検定単価が大型十円、小型五円ですね。動力消防ポンプについても大型三千五百円、小型がわずか六百円で検定をしていらっしゃるのですね。これは民間のメーカーが消防機械器具をつくって、それを国が全額出資をしておる日本消防検

定協会が検定をしてやる。それには人件費も要るだらうし、あるいはそれだけの機械設備も要るだらうが、ずいぶんコストとしてはかかっておると私は思うのであります。それが、わずか十円どころか、五円の検定料というものは、国がたいへん御協力をなさつていらっしゃるものだらうなと思うわけです。しかし、一方を見ますと、これは四十六年度の收支予算をずっと逐一拝見をしたわけであります。ですが、総収入五億五百八十三万円の検定料。しかし、貸借対照表を見ますと、四十六年度積み立てが九億五千五百八十二万、その中で、当期利益金が二億六千万ですか。ずいぶんまた利益金があるものだな、単価が安いけれども、しかし、ずいぶん利益金の計上が多いなどいう感じがいたします。

○降矢政府委員 三十八年に強制検定の制度を踏み切らまして、検定協会というものを新しく設置したわけでございます。いま御指摘のようになりますは各種のものについての検定をやっておりますが、検定料をどうするかという点でございます。たとえば、小型消火器等については、数が非常に多くございまして、結局抜き取り検査ということでおこなうございまして、結局抜き取り検査といふことを行なわざるを得ないわけでございます。そういう前提のもとに、結局、いま御指摘のようないい處金といいますか、繰り越し金といいますか、五億程度出しておるわけでございます。この使用の問題が実は私たちにとっても一つの問題でありまして、これをさらに、検定をするだけではなしに、もう一つは、検定の技術と同時に、新しい技術開発に対応する研究の機関というものがどうしても必要でございます。それからもう一つは、業界自身も、いろいろな開発の途上において、ここで実験をするというようなことも当然必要になつてしまひました。

今般、消防検定協会のほうで、施設として、プリンクラーはじめ、新しいしがけの機械を研究、開発するようなものを新しく取得するようなりました。認められるようになりました。それは、あり方としては、いまのような利益金等を、さらには、申し上げましたような技術の開発研究と検定技術の向上のために使うということが一番望ましいのではないかと考えております。

それから、手数料の問題につきましては、実

は、正直に言いまして、毎年、これを引き下げてもらいたいという業界の陳情が非常に熾烈でございます。一つは、こういう繰り越し金等の問題があるからだと思いますけれども、検定協会自体としては、ある程度の人と施設をかかえて、しかも、業界の機材の生産量というものと当然関係してまいりますので、ある程度の蓄積を持たなきやならぬということと同時に、いま申し上げたよう

な新しいものに対する投資というのも、こういふものから向けていかなければならぬということでおこなうことがあります。「これは使いたくから今度はあれに使いたいじつでない」ということでございます。そこで、「日本消防検定協会の概要」というものがありますが、この中にこういうことがあります。「これは使いたくから今度はあれに使いたいじつでない」とか、「あるいは一度使ってみてからといる」ことがあります。「これは使いたくから今度はあれに使われるもので、一個の不良品も許されないのです。そこで、これらの消防用の機械器具類について、國家が検定することによって不良品をしめ出し、いざという場合のために安心して備えておけるようにして、『という、もつともな意見が書いてあります。こういうような責任を持つて国家にかわって検定をする検定料が非常に安いところは、それなりの意味がないではないと思ひます。数から言えば、十円だと五円だとかう意見があるかもしませんけれども、この辺が、予算を見ましても、検定のための出張旅費がすっとこまかく出でるようあります。検定協会のあるべき姿について再検討を加えるべきではないか。去年は、四十六年度ですか、土地を二億円買われるような、分譲ですか、計画が立つておる。その二億円を削除しての利益金でありますから、二億円をプラスしたならばたいへん大きな利益で、一応計上利益としてはたいへんだと思います。やはり検定協会に、私どもが詰めております。しかし、それは検定協会に、業界の皆さんが、この際もうかがっているのだから安くしろという御意見とは私はくみし得ないものがあります。やはり検定協会に、私どもが詰めております。いろいろな議論を見ても、社会的にこうすべき何

と思うのですが、きょう、私は、主として

予防消防について、消防署長の実際の権利義務といふものが行使されていないということを指摘をしたわけであります。いま消防署がやつております常備化あるいは広域化、あるいは大災害対策と、いろいろ考えてみまして、私は、庶民としては、大災害が起きたときすっと頭に浮かぶのは、消防でなくして自衛隊である。そうですね。ところが、法律的な本来の任務といふものは、大災害が起きたときに一番最初に処置をしなきやならないのは、実は、自衛隊でなくして消防だと私は思うのですが、法律的な本質の任務といふものは、大災害が起きたときに一発勝負的です。なぜいうふうに庶民の感覚がすぐ自衛隊にいて、消防及び消防団ということに頭がいられないのです。そこで、これらは、消防用の機械器具類について、国家が検定することによって不良品をしめ出し、いざという場合のために安心して備えておけるようにして、『という、もつともな意見が書いてあります。こういうような責任を持つて国家にかわって検定をする検定料が非常に安いところは、それなりの意味がないではないと思ひます。数から言えば、十円だと五円だとかう意見があるかもしませんけれども、この辺が、予算を見ましても、検定のための出張旅費がすっとこまかく出でるようあります。検定協会のあるべき姿について再検討を加えるべきではないか。去年は、四十六年度ですか、土地を二億円買われるような、分譲ですか、計画が立つておる。その二億円を削除しての利益金でありますから、二億円をプラスしたならばたいへん大きな利益で、一応計上利益としてはたいへんだと思います。やはり検定協会に、私どもが詰めております。しかし、それは検定協会に、業界の皆さんが、この際もうかがっているのだから安くしろという御意見とは私はくみし得ないものがあります。やはり検定協会に、私どもが詰めております。いろいろな議論を見ても、社会的にこうすべき何

ためには、何かの一つの大きな旗じるしがなくては、これは政治的にもうまくいかないのではないかと、かというふうに私は考えるわけであります。そういうふうに私は考えるわけであります。そこで、その意味では、国内の大災害なり、あるいは大事故なりという場合には、緊急にとにかく飛行機でも飛んでいく、あるいは数百人の消防予備隊なり消防機動隊というものが緊急に新幹線に乗って飛んでいくというようなことがあります。何でもすぐ自衛隊に頼みに行くといふことは、消防と、國民とともに日常生活を自問自答してみましたが、要するに、消防といふ大がかりの体制には、いろいろなことは言つておつても、いまそういう体制がないのではないか。ものは、地域に火災があつたら、普通の小さい火災あるいは中かげんの火災があつたら緊急的に出るだけのものであつて、大災害だと、あるいは大災害が起きたときに、消防署長の実際の権利義務といふものが行使されていないということを指摘をしたわけであります。そこで、私は、庶民としては、大災害が起きたときに一番最初に処置をしなきやならないのは、実は、自衛隊でなくして消防だと私は思うのですが、法律的な本質の任務といふものは、大災害が起きたときに一発勝負的です。なぜいうふうに庶民の感覚がすぐ自衛隊にいて、消防及び消防団ということに頭がいられないのです。そこで、これらは、消防用の機械器具類について、国家が検定することによって不良品をしめ出し、いざという場合のために安心して備えておけるようにして、『という、もつともな意見が書いてあります。こういうような責任を持つて国家にかわって検定をする検定料が非常に安いところは、それなりの意味がないではないと思ひます。数から言えば、十円だと五円だとかう意見があるかもしませんけれども、この辺が、予算を見ましても、検定のための出張旅費がすっとこまかく出でるようあります。検定協会のあるべき姿について再検討を加えるべきではないか。去年は、四十六年度ですか、土地を二億円買われるような、分譲ですか、計画が立つておる。その二億円を削除しての利益金でありますから、二億円をプラスしたならばたいへん大きな利益で、一応計上利益としてはたいへんだと思います。やはり検定協会に、私どもが詰めております。しかし、それは検定協会に、業界の皆さんが、この際もうかがっているのだから安くしろという御意見とは私はくみし得ないものがあります。やはり検定協会に、私どもが詰めております。いろいろな議論を見ても、社会的にこうすべき何

けでは困難なような場合に、第二義的に県単位の消防団の協力を求めておるという姿になつております。その段階におきましては、いま横山委員御指摘のような自衛隊の援助も得るというふうなことが行なわれておるのが今日の情勢でないか、それにかわるべきものとして消防予備隊的なものをつくつてはどうかということでござりますが、現在のところでは直ちに機動隊、予備隊的なものを置くよりも、現実にそれぞれの任務を持つておりますものとの連携的な応援体制によつて実効があげられるということであれば、それによつてやらしていただきたいこととで現在進んでおるような次第でございまして、御意見ではございますが、検討はさしていただきますが、いま直ちにそれに踏み切ることについてはちょっと困難等があるうとも思いますので、御意見として承つておきたいと存じます。

○横山委員 私は、時間がなくて、消防団の現状についていろいろとお話をする時間がありません。しかし、消防団は結局本来の職務じやないわけです。だから、本来の職務でないところにいろいろ問題が発生しがちなんあります。消防団の権限とは一体どこまであるべきか。消防団の団員がもし万一間違いを起こした場合、判断の誤りをした場合に、國民は一体どういう賠償責任を求めるだろうか。消防署は、大体、一時に數カ所の火災に対しても対応する能力がないと私は思つていましいだけに問題がある。それから、消防署が同時多発の火災に対して一体どれだけの対応能力があるだろうか。消防署は、大体、一時に數カ所の火災に対しても対応する能力がないと私は思つていましますと、一つの消防署が守り得べき境界というものが整然としてとれるわけでもない。結局、大きなたつて、いつもそこに集まつてゐるわけではないから、それがすぐ緊急に集まり、そして指揮命令が整然としてとれるわけでもない。そして、消防団員をかき集めるといつ

ことになるとすぐ自衛隊ということになる。同時に予防体制の調査、研究なり、町の調査なり、あるいは自主訓練、自主消防、会社の自主消防の訓練なり、あるいは内部における勉強会なり、いろいろな意味を含めますと、消防学校だとか、そういうことだけではもはや能力をこえる今日の状況ではなかろうか。消防は本来国民に密着した仕事であって、大きくなれば自衛隊に頼めばいいといふような考え方がまだどこかにひそんでおつて、本来的な消防庁として行ない得る境界を小さく見ているのじやないか。図面やあるいは頭の中ではいろいろな対策があつても、実際対応能力が乏しいのではないか。だから、常備化あるいは広域化ということともじわじわやっていることもざることながら、それは薄くすつとやつただけで、深みのある、大きな灾害に対応できる能力を持つていなければいけない。こういうふうに考へるのですが、何も、私は、きょうがきょう、いまの現状から機動隊なり消防予備隊をつくれと言つていいわけではない。いまではそんなものできやしないのです。人間がおらないのですから。ですから、構図を描くものはこれではないかというふうに検討を重ねられてはどうかと言つておるのであります。しかし一度御返事をお願ひいたします。

○渡海国務大臣 消防の点につきましては、現在の大火灾あるいは大震等の対策につきましても、私ども研究を進めておるところでございまして、それらに対する一つの案として、いま申されましたが、よほんな本来の消防のあり方としてのものに、それらを消防の力によって克服し得るようなものを考えるべきぢやないかという御意見ごもつともなことであるうと考えます。現在、そのためには、各地域の連携プレーと申しますか、連携動作によりまして大火災のときにはたるといふような点を強化いたしておるような次第でございますが、なお、その上に、そういうたつ消防本来のもので機動隊などのものをつくるということの必要性と、あるいは

は社会経済の情勢の変化によって、大都市周辺等にはある程度のそういう機動隊を必要とするようなことも考え合わせられるような姿になればもうよりけつこう、かように考えます。一応御提言として検討をさしていただきたいと思います。

○中村(弘)委員長代理 桑名義治君

○桑名委員 最近は、災害、いわゆる火災が非常に多発的な様相を呈してまいりましたし、また、火事の内容が非常に多様化してきたと言つても決して過言ではないと思います。いままでは、火事といつても、たいていは平屋のような火事でござりますけれども、最近のように高層建築が多くできて、その火災だとか、あるいは千日ビルのような複合ビルの火災だとか、地道の火災といったようなものをいろいろ考へてみたときに、防災に対する認識を一そら広めていくことが大事なことではなかろうかというよう考へるわけでございます。また、最近の学校を見てみまして、も、もとは、学校といえば、たいてい二階屋までが精一ぱいでございましたが、最近は、小学校にしましても、中学校にしましても、高層化してきました。こういった幾多の事例を考へてみたときに、交通事故の激發とともに、交通常識あるいは交通安全教育といふものの徹底が叫ばれまして、学校でもそのような交通教育が行なわれてているというのが実情でございます。そういうことからいろいろと考えてみたときに、むしろ、防災教育といふものも学校の中に取り入れるくらいの積極性があつてしまかるべきではなかろうか。私はこういうふうに考へるわけでございますが、この点についての消防庁としての考え方をお伺いをしておきたいと存じます。

○降矢政府委員 この点につきましては、昨日も若干お答え申し上げましたが、私ども全く同感でございまして、すでに、ことしの五月から、東京都におきまして、一つのわれわれの研究のあらわれとして副説本的なものを――きょう持つてまいりましたが、「火災と地震の話」ということで、副説本的なものを、中学一、二年を対象にしたも

した。これはちょうど一年くらいかかりまして、いろいろな方面的の知恵を借りてそういうものをつくり、これを一つのステップにいたしまして、地方のそれぞれの地域に合ったこういうものをぜひこしらえてもらおう。つまり、全然地域性を無視したものはあまりびんときませんんで、こういうものを土台にしてつくっていただきたいという一つのステップをことしから踏み出したわけでございまして、全くお考え同感でございます。

○**桑名委員** 東京都におきましてはそういうような方向で現在進んでいるかもしませんが、消防庁と、自治大臣と、文部大臣との間に、こういった事柄についてある程度の話し合いをする必要があるのではないかと私は考えていいわけございまます。ですが、その点について、大臣とお話し合いをしたようなことがありますか。

○**降矢政府委員** その点については、文部省の事務当局にはかねがね私どもお話し申し上げました。が、具体的のものを見せてもらいたいということです。じゃ、こういう試みをして、それを土台に研究してみたらどうかということを事務的には何回か話をしております。

○**桑名委員** 事務段階の話ではまとまつたかまとまっていないか、その点についてはいまだ答弁がなかつたわけでございますが、やはり、一つの政治の段階で話し合いを進めていくことが非常に効果的なことではないかというように考えるわけです。先ほどから申し上げましたように、高層建築が非常に多くなつたということもございますし、あるいはまた、最近は住宅も高層アパートが非常に多くなつてまいります。そういうことをいろいろ考へてみると、子供のときから防災教育を徹底していくことがどうしても急務であるというように考へるわけですが、大臣としてのお考へを承つておきたいと思います。

○**渡海国務大臣** いま御指摘になられましたように、交通教育におきましての児童からの教育、特に、交通事故の場合、児童の場合が多いものでござ

いすますから、特にこの点に重点を置きましてやつておられる。そのために教育の一環としてやる。その効果があらわれて、交通事故による死亡も四十五年度をピークといたしまして減ってまいっております。

消防のほうにおける人命事故も、四十五年度をピークとして、わずかでございますが、減少の過程にあつたんでございましたが、四十七年度、この間の事故がございましたので、はたして減少し得るかどうか、非常に心配しておるわけでござります。そのようなことのためにも、予防ということをやつてくれということを強調したのですが、火を指摘されたとおりでございまして、私も、先般、消防庁会議がございましたときに、予防消防を消すことよりも出さないことが大事だということを、その予防消防の一環としての、いまの学校教育の点、こもつともあらうと思います。従来からもそういうことをある程度学校でもやっていいただいておりました가、従来にも増してやっていいただくということを事務段階で出ましたならば、ぜひとも強力に推進していくようによし所管大臣といたしましてはかつてみたい、このように考えておるような次第でございます。

○桑名委員 学校教育の問題は当然ながら、大きなビルの中に雑居しているいろいろな会社は、それぞれに防火管理者がついたり、あるいは各階に班長がついたりするというお話が、千日ビルの火灾のときございました。実際にそういう防火管理者者がおりながら、そりいといったいろいろな会社においては、防火訓練が実際に行なわれていないんじゃないかというところに一番問題があると私は思うのです。

先日の千日ビルの火災のときに視察に参ったわけであります、ああいう大きな事故が起こりましたと、それぞれの会社で、緊急に避難訓練をやる

とか、あるいは防火訓練をするとかいうようなことが行なわれて、バスの中から見ておりまして、救助袋がビルから下がつておるのをいろいろ見かけたりしたわけがありますが、そういう大きな事故が起つたときに、それぞれの会社で反省をして、そういう訓練をやることはいいことでありますけれども、これが常時行なわれていなければ問題にならないわけでございまして、これは、年に何回か防火訓練をやる一つの義務づけといふものが必要ではないかと考えるわけですが、現在防火訓練は防火管理者のもとに年回行なえというふうに規定をしてあるわけでございます。

○降矢政府委員 その点は定期的にという表現で規定されております。

○桑名委員 そういうところに法律のあいまいさがあるんではないかと思うのです。先ほどからもたびたび申し上げておりますように、現在、火災が起これば非常に危険な状態に置かれるわけでございますので、これはやはり、防火管理者のもとに訓練を定期的にということではなくて、年何回かというふうな規定を設けて、防火訓練あるいは避難訓練を法的にある程度義務づけられて当然ではないかというふうに私は考えるわけでございまが、その点はどうですか。

○降矢政府委員 その点は御趣旨のとおりでありますて、私たち、今度の問題を契機といたしまして、回数は、少なくとも年二回ということを考えております。それから同時に、訓練をする前について訓練の届け出を現地の消防署に出していくなどと、いうことも義務づけるようになっております。

○桑名委員 そこで、次にその問題に移りたいと思いますが、いわゆる千日ビルの火災の反省を行なうということは、今後の火災予防あるいはそういう火災のときの避難に対する教訓になつていくことを、いわゆる法の不適切ということがたびたび議議されてまいりました。建築基準法によって排煙

装置やいろいろな問題が規定づけられておったためにもかからず、この法の不遡及ということで、昔の、従来のままの建築物でも違反ではない。こういったところに問題があつたわけでござりますが、この問題に対しても、これは自治省としても強力な反省をしたと思いますし、建設省としても、この問題についてはおそらく反省をなさつたんじゃないかと考えるわけでございますが、まず、じやないかと考へるわけでございますが、まず、この点について、建設省の今後の方針として、どういうふうにきめられたか、また検討なさつておられるのか、伺つておきたいと思うのです。

○救仁郷説明員 建築基準法は、御承知のように、建物の用途から建築率、そいつた避難関係の問題等、いろいろなあらゆる問題を建築物について制限しておりますし、これを一時に全部週及適用されるということになりますと、国民の経済的に非常に大きな問題が起るわけでございます。そういうたたかへから、原則的には週及適用をしないといふことが法律に定められておりますが、たゞ、法十条によりまして、原則ではないのですが、非常に危険であるというような建物に対しても、週及適用をして、是正命令が出せるというふうな形になつております。ところが、非常に申しわけないのでですが、従来そういつた十条の命令といふものがあまり活用されていなかつたというふうな事実でございます。そういうことから、建設省といたしましては、今度の火災等にかんがみますと、一齊査察も開始しております。悪いもののは、第十条の発動を積極的に行なうようにといふような指示をいたしまして、消防当局と御相談の上、一齊査察も開始しております。悪いもののは、どしどし十条によつて是正命令をするようとにいふような指導をいたしておるわけでございます。

○降矢政府委員 私のほうにおきましては、消防設備について從来週及適用をしていない——四十一年に改正をいたしましたときに週及適用をしていないものが、自動火災報知機とスプリンクラー設備でございます。その他の誘導灯、漏電警報器、非常警報設備等につきましては、全部週及適用をいたしました。していないのは二つだけでござ

ざいます。この点につきましては、私たちは、政令でこの規定ができることになつておりますので、この点を原則として選及適用いたすという考え方でいま検討をしておるところでございます。
○**桑名委員** それと同時に、今回の消防法の一部を改正する法律案の中にもございますが、いわゆる合板、新建材と化織の問題が一応取り上げられているわけでございます。この新建材については、前々からいろいろと危険性が論議をされてゐるわけですが、建築基準法の二条並びに建築基準法の施行令の一条で一応の制限規定ができるわけでございます。この新建材に対する考え方をさらに一步進めるとするならば、どういう方向でいま建設省としては考えておられるのですか。
○**救仁郷説明員** 四十五年の法律改正に基づきまして、從来燃えやすい建材を使っておりましたのを、特種建築物はもるんのこととございますが、三階以上の建物には全部 部屋は燃えにくく難燃材料、それから廊下と階段、これは避難施設で一番重要なところでございますが、ここは不燃材料あるいは準不燃材料を用いるように規定を設けたわけでございます。そいつた中で、建設省といたしましては、その試験方法も定めまして、そういう材料を使うようについてことを義務づけて指導してまいっているわけでございます。

は量的な判定基準がございませんでした。そういうことで、昨年来、建設省の建築研究所で、その判定基準を量的にはかるような試験方法の開発を急いでおりまして、一応私どもとしては、ことしの秋ごろまでにはそういうた基準の判定の試験装置、判定基準というものがつくれるのではないかというふうに考えているわけでございます。

○桑名委員 この新材の問題あるいは化織の問題について、消防局でも研究の段階にあるのではなくいかと思うのですが、こういう二つの問題は、建築の構造の問題と合わせて、やはり真剣に研究をする必要があるのではないかと私は考えるわけでございます。千日ビルの火災の視察のときに、通産省の地元の局長が、化織が燃えた場合の有毒ガスの発生の程度というものは、いわゆる自然織維といいますか、毛織物とそうたいした差はないというような説明をしておったわけですが、視察を行つた議員の諸兄、先輩たちも、あの説明はちよつとおかしかったなというような疑問を抱いて帰つたわけでございますが、消防局の研究の結果としては、化織が燃えた場合と、自然織維と申しますか、そういうものが燃焼した場合の有毒ガスの発生の程度というものは差があるのかないのか。その点をちよつと伺つておきたいと思います。

○降矢政府委員 研究所で直接調べた結果は私は

承知しておりませんが、私が文献によつて承知しておるところでは、煙の発生の量につきましては、いわゆるプラスチック系のほうはるかに多い。

しかし、ガスの量については特に差がないと

いうことを文献で承知しておりますけれども、一つの学説かもしれません、したがいまして、煙の量とガスの量とにおいてはそういう違いがあるのではないかと私はこれで承知したわけございりますけれども、なお消防研究所のほうに確かめまして、後日お答えしていただきたいと思います。

○渡海国務大臣 実は、あの火災後現地に参りま

して、一酸化炭素の中毒者の病院へ私もお見舞い

に参りました。そして、医者にお聞きしたのです

が、単なる普通の煙による一酸化炭素の中毒とい

うだけじやなしに、その他の有毒ガスも含まれて

おるのではないかという点も、はつきりと言つて

はできないが、そう聞かれますとそのようなこ

とに確かにあり得ると思います。なお今後もよく

調べておきますということございました。その

結果はまだ大阪市から報告を受けておりませんけ

れども、これは問題点の一つであるうと思いま

す。

なお、私は、消防研究所のほうにも、いま言わ

れましたように、そのことを研究させなければな

らないということで、よく申しまして、おそらく

やつておるかと思いますが、通産省のほうにも、

帰つてまいりまして、通産政務次官に私から直接

に連絡いたしまして、新化織等の燃焼した場合の

有毒性について、通産省のほうにおいても御研究

賜わりたいということをお願いしておるような次

第でございます。きょうは通産省が参つております

せんので、答えを聞いておりませんが、そのよう

な連絡をとりました。

御指摘の点、今後十分に研究してまいらなけれ

ばならぬ問題の一点であると考へて、今後とも研

究を進めてまいりたいと思います。

○桑名委員 先ほどからたびたび申し上げております

ように、建物の構造あるいは新材、化織の

問題、こういったことで、最近の火災は非常に多

種多様な姿になつておるわけです。そういうこ

とから考えましても、現在の消防局の中にある研

究所をもう少し拡充、充実をさせるべきではない

かというふうに私は常々考へてゐるわけです。昨

年だったか、消防局の研究所にも私たち視察に

参つたわけですから、何だ、こんなものかとい

う感じがまず第一にしたわけです。現在のこうい

う感じがございましたが、ことしも、予算の重点

としては、大震火災、それから近代ビル火災の人

命安全対策、化学火災関係、林野という四点にし

ぼりまして、重點的に研究費の要求をいたしました。

その点は大体研究費として認められたわけでござりますけれども、しかし、御指摘のように、

まだ全然少のうござります。したがいまして、い

までの研究長期計画に基づいての予算の要求をい

うですか。

○渡海国務大臣 私たち、微力にいたしまして、

そのことを痛感していろいろ予算折衝をやつてお

ぜひがんばりたいと考えております。

○桑名委員 今後の火災で特に注意をしていかな

ければならない問題は、いわゆる高層ビルの火災

の救助体制、あるいはまた地下街の防災対策、こ

ういった事柄が今後の大きな課題になつていくの

ではないかといふうに考へるわけでございま

す。そこで、この高層ビル火災の防災対策並びに

救出体制といいますか、そういうものを拡充する

上におきまして、消防局としては、まずどれから

どのように手をつけていくかと考へて、いられるの

か。そこら辺からまず伺つておきたいと思いま

す。

○桑名委員 技術員がどんなにりっぱでも、現在

の複合火災に対する研究というものは、ある程

度の設備と研究費というものが十二分にあつてがわ

れてこそ、初めてその能力を發揮するわけでござ

ります。この問題もたびたび委員会で問題になつ

ています。この問題もたびたび委員会で問題になつ

ているわけでございますが、一向に前進したよう

な研究所にはならないわけですが、これ

は努力をするとかなんとかいう問題じやなくて、

緊急課題であると私は考へるわけです。

そういった立場から、大臣は本気になってこの

問題に取り組んでもらわなければならぬと同時

に、長官も本気になってこの研究所の拡充に対し

ては努力をすべきであると考えますが、この問題

についての長官としての決意も伺つておきたいと

思ひます。

○降矢政府委員 消防研究所の充実につきまして

お話しがございましたが、ことしも、予算の重点

としては、大震火災、それから近代ビル火災の人

命安全対策、化学火災関係、林野という四点にし

ぼりまして、重点的に研究費の要求をいたしました。

その点は大体研究費として認められたわけでござ

りますけれども、しかし、御指摘のように、

まだ全然少のうござります。したがいまして、い

までの研究長期計画に基づいての予算の要求をい

ます。

たしたわけでございますが、その項目について、

来年以降当然もつと充実した研究ができるよう

に考へておられます。

○桑名委員 今後の火災で特に注意をしていかな

ければならない問題は、いわゆる高層ビルの火災

の救助体制、あるいはまた地下街の防災対策、こ

ういった事柄が今後の大きな課題になつていくの

ではないかといふうに考へるわけでございま

す。

たしたわけでございますが、その項目について、

来年以降当然もつと充実した研究ができるよう

に考へておられます。

○桑名委員 今後の火災で特に注意をしていかな

ければならない問題は、いわゆる高層ビルの火災

の救助体制、あるいはまた地下街の防災対策、こ

ういった事柄が今後の大きな課題になつていくの

ではないかといふうに考へるわけでございま

す。

たしたわけでございますが、その項目について、

来年以降当然もつと充実した研究ができるよう

に考へておられます。

○桑名委員 今後の火災で特に注意をしていかな

ければならない問題は、いわゆる高層ビルの火災

の救助体制、あるいはまた地下街の防災対策、こ

ういった事柄が今後の大きな課題になつていくの

ではないかといふうに考へるわけでございま

す。

たしたわけでございますが、その項目について、

来年以降当然もつと充実した研究ができるよう

に考へておられます。

○桑名委員 今後の火災で特に注意をしていかな

ければならない問題は、いわゆる高層ビルの火災

の救助体制、あるいはまた地下街の防災対策、こ

ういった事柄が今後の大きな課題になつていくの

ではないかといふうに考へるわけでございま

す。

たしたわけでございますが、その項目について、

来年以降当然もつと充実した研究ができるよう

に考へておられます。

○桑名委員 今後の火災で特に注意をしていかな

ければならない問題は、いわゆる高層ビルの火災

の救助体制、あるいはまた地下街の防災対策、こ

ういった事柄が今後の大きな課題になつていくの

ではないかといふうに考へるわけでございま

す。

たしたわけでございますが、その項目について、

来年以降当然もつと充実した研究ができるよう

に考へておられます。

○桑名委員 今後の火災で特に注意をしていかな

ければならない問題は、いわゆる高層ビルの火災

の救助体制、あるいはまた地下街の防災対策、こ

ういった事柄が今後の大きな課題になつていくの

ではないかといふうに考へるわけでございま

す。

たしたわけでございますが、その項目について、

来年以降当然もつと充実した研究ができるよう

に考へておられます。

○桑名委員 今後の火災で特に注意をしていかな

ければならない問題は、いわゆる高層ビルの火災

の救助体制、あるいはまた地下街の防災対策、こ

ういった事柄が今後の大きな課題になつていくの

ではないかといふうに考へるわけでございま

す。

たしたわけでございますが、その項目について、

来年以降当然もつと充実した研究ができるよう

に考へておられます。

○桑名委員 今後の火災で特に注意をしていかな

ければならない問題は、いわゆる高層ビルの火災

の救助体制、あるいはまた地下街の防災対策、こ

ういった事柄が今後の大きな課題になつていくの

ではないかといふうに考へるわけでございま

す。

たしたわけでございますが、その項目について、

来年以降当然もつと充実した研究ができるよう

に考へておられます。

○桑名委員 今後の火災で特に注意をしていかな

ければならない問題は、いわゆる高層ビルの火災

の救助体制、あるいはまた地下街の防災対策、こ

ういった事柄が今後の大きな課題になつていくの

ではないかといふうに考へるわけでございま

す。

たしたわけでございますが、その項目について、

来年以降当然もつと充実した研究ができるよう

に考へておられます。

○桑名委員 今後の火災で特に注意をしていかな

ければならない問題は、いわゆる高層ビルの火災

の救助体制、あるいはまた地下街の防災対策、こ

ういった事柄が今後の大きな課題になつていくの

ではないかといふうに考へるわけでございま

す。

たしたわけでございますが、その項目について、

来年以降当然もつと充実した研究ができるよう

に考へておられます。

○桑名委員 今後の火災で特に注意をしていかな

ければならない問題は、いわゆる高層ビルの火災

の救助体制、あるいはまた地下街の防災対策、こ

ういった事柄が今後の大きな課題になつていくの

ではないかといふうに考へるわけでございま

す。

たしたわけでございますが、その項目について、

来年以降当然もつと充実した研究ができるよう

に考へておられます。

○桑名委員 今後の火災で特に注意をしていかな

ければならない問題は、いわゆる高層ビルの火災

の救助体制、あるいはまた地下街の防災対策、こ

ういった事柄が今後の大きな課題になつていくの

ではないかといふうに考へるわけでございま

す。

たしたわけでございますが、その項目について、

来年以降当然もつと充実した研究ができるよう

に考へておられます。

○桑名委員 今後の火災で特に注意をしていかな

ければならない問題は、いわゆる高層ビルの火災

の救助体制、あるいはまた地下街の防災対策、こ

ういった事柄が今後の大きな課題になつていくの

ではないかといふうに考へるわけでございま

す。

たしたわけでございますが、その項目について、

来年以降当然もつと充実した研究ができるよう

に考へておられます。

○桑名委員 今後の火災で特に注意をしていかな

ければならない問題は、いわゆる高層ビルの火災

の救助体制、あるいはまた地下街の防災対策、こ

ういった事柄が今後の大きな課題になつていくの

ではないかといふうに考へるわけでございま

す。

たしたわけでございますが、その項目について、

来年以降当然もつと充実した研究ができるよう

に考へておられます。

○桑名委員 今後の火災で特に注意をしていかな

ければならない問題は、いわゆる高層ビルの火災

の救助体制、あるいはまた地下街の防災対策、こ

ういった事柄が今後の大きな課題になつていくの

ではないかといふうに考へるわけでございま

す。

たしたわけでございますが、その項目について、

来年以降当然もつと充実した研究ができるよう

に考へておられます。

○桑名委員 今後の火災で特に注意をしていかな

ければならない問題は、いわゆる高層ビルの火災

の救助体制、あるいはまた地下街の防災対策、こ

建設省としての考え方は、地下街というものは原則的には好ましくないものであるというような原則的な認識に立っておられます。ただ、御指摘のように、最近過密化いたします大都市におきましては、どうしても地下道にたよらざるを得ない部分も出てまいります。そういう意味で、やむを得ない場合には占用を認めて許可していくといふような形で運用しております。ただ、その場合でも御指摘のように、安全の問題が非常に大きな問題でございますし、そのほかにも、いわゆる環境問題も、地上のビル等から比べますと非常に条件が悪うございます。そういう意味で、建築基準法では、昭和四十四年、四十五年の二回の改正において、地下道には、超高層の建物と同じように特別な安全あるいは環境に対する規定を設けまして、現在施行している次第でございます。なお、地下街の中には相当古いものもございまして、設備等完全になつていらない面も一部ございますので、そういったものを現在一齊に点検中でございまして、先ほど申し上げました法律上の改善命令をこれに出すようについて指導をしているわけでございます。

ましての改正点は、四十四年、四十五年に行なわれたわけでございますが、その以前も、地下街について全然規定がなかったわけではございません。さらど、東京とか、大阪とか、名古屋とか、そういう大都市につきましては、各府県の条例で、いままの改正規定に準ずるような形の条例規定を設けておりまして、したがいまして、四十四年、四十五年の改正は、むしろ、地下街が大都市以外にももつと伸びる可能性があるので、政令段階に上げて全國適用にしたというような改正でございます。したがいまして、御指摘のような五十カ所の既存の地下街があるわけでございますが、これが全部いまの規定に合っていないかと申しますと、ほとんど大半は合っているわけでございます。ただ、しかし中には若干適用に不適格の部分もございますので、先ほど申し上げましたように、現在五十カ所全部総点検を行ないまして、危険なものに対しましては十条の命令を出すようというような指導を行なっている次第でございます。

ば地下街というものは、雑居ビルが横に寝たようなものでございまして、やはり、全体として施設強化をするというとらえ方をしないと適用はできません。この点については、現在、政令等で明確にできる委任規定がございますので、雑居ビルと同じような考え方で、全体としてとらえて消防施設を義務づけるということにいたしたいと私たちとしては考えております。

○桑名委員 先ほどからたびたび申しておりますように、地下街というものは、事故が起こったときには非常に悲惨な状態を巻き起こすわけになります。地下街で事故が起こった場合には、電源は切れるわ、まつ暗になるわ、換気装置はなくなるわなどということになる。あるいは、地下街にはいろいろなガス管が通っている、電気の線が通っているということで、危険が一ぱいということでござりますので、一〇〇%の安全を保つたところで、その四〇%、三〇%の効果しかおきめ得ない。言うならば、三〇〇%、四〇〇%という安全度をはかつて、初めて地下街の安全は確保できるというふうに考えるのが当然であろうと思います。そういう意味で、今後の複合ビルの総点検と同じように、地下街についても、消防庁としては全力をあげて総点検を行なうくらいの意思がなければ、今後の都会の安全性は保つわけにはいかないと考えるわけでございますが、大臣のこの点についての決意を承っておきたい。

○渡海国務大臣 ごもつともでございます。私は、札幌の地下街と、それからせんだった八重洲口の地下街を見たのですが、これは札幌の地下街の管理者自身が申しておりましたのですが、現在のできてるものよりももう一メートル、両側で半メートルずつ狭くしたいということで、ずいぶんも長期間にわたって折衝したが、建設省にどうしても許していただけずに、この広さになつた、つくり上がつてみたところ、よくこの姿にしておいたといふふうに言つておられましたが、その点、建設省の指導に対しても、見築後建設大臣ともお話し申

が、よくできています。ただし、問題は、防災センターや、金融公庫などのかかることがありますと、この点どうが、で、私たちもたゞのような状況でのございまして、申したようななましまして、すぐましても、すべて、今後ともなましまして、が、よくできています。

なにしていただきたいということを次第でございます。防災の点につきての点で現在相当御配慮願い、特
ク等の設備も見てまいりました
は、今までにできました地下街
びたびその辺も通っておりますが、それらの地下街に、必要最小限
まして、災害が起きた場合はたして、おったのではないかと思ひます。
態になるか、りつ然たるものがある
して、いま長官から申しましたよう
。それらの地下街に、必要最小限
うに備えるよう、総点検をしても、現在
経緯を願いしておるという姿で
東京に対しましても、私たちと同行
した消防総監にお願いしたような次
して、通達いたしましたが、現在とも
うに備えるよう、総点検をしても、現在
経緯を願いしておるという姿で
一日も早く新しい近代的な地下街に
くように、建設省とともに今後とも
りたい、かようと考えておるような
ります。

貴 総点検の点につきましては、先
づお話しがありました、私たちと
いたしまして、現地では、建築の
防の方と一緒にになって総点検を始め
ます。

そこで、先ほどから、現在のいわゆ
るに対する改善命令等の問題につい
ていたしまして、現地では、建築の
防の方と一緒にになって総点検を始め
ます。

まだこれは手落ちだと私は思いま
ヒルの消防設備に資金が必要であ
また、そういったビルの避難設備を
こに対しても、これはもう当然お金
ござります。そういう立場から考
りといった消防設備に対する中小企業
の低利の貸し出し制度があるかどうか
はり一つの問題になると想ひます
りですか。

融公庫の四十六年度の融資のワクは、一億八千万ということになつております。

○桑名委員 そうしますと、消防設備あるいは屋外の非常階段や、防火区画等の構造的なものに対しても、全部融資のワクは認められているということですか。

○降矢政府委員 建築設備のほうまでは点検いたしました。私は主として消防設備のほうのワクについての調査を命じましたので、そこまでは参つておりませんが、これに全部入つておるかどうかということは、ここでちょっと御答弁いたしかねます。

○敷地郷説明員 消防設備につきましては、いま長官からお話しがありましたとおりでございますが、屋外階段とか、そういう建築物そのものにつきましては、現在特利で認められておりますのが、環境衛生公庫の融資でございます。千日ビル以来、私どもいたしましては、ほかの政府系金融機関に全部一応当たっておりますが、中小企業金融公庫あるいは国民金融公庫といったところで、ことしは一般のワクとしてなら融資できる、いままでも融資してきているから、その方向でことしは考えたい、来年以降は建設省と一緒に特別という形で制度化していくかといふ、そういうような話を伺つております。

○桑名委員 いまの答弁で大体わかつたわけであります。しかし、いざなうしても、消防庁もそこまで考へてもらわなければ困りますがね。消防設備という問題と同時に、非常階段等あるいは防火区画といったものを取りつけるということがやはり指導の中には当然入っていくわけですから、そこまで配慮が必要であろうと考えます。

○小川説明員 それはやはり評価の中に含まれます。

○桑名委員 そこら辺も私は問題があると思ひます。

○桑名委員 いはば煙処理施設、下水道の除害施設あるいは煙処理施設といつたものは現在非課税になつてゐるわけでしょう。にもかかわらず、非常に大事な消防施設や避難施設がついた場合には、評価が上がって、それに固定資産税をかけるといふことは非常に不合理だと私は考えるわけでござりますが、その点どうですか。

○小川説明員 避難設備でありますとか消防設備など、これはたとえば避難階段などということになりますと、これはやはり家屋の構造の一部を形成しておりますし、それから消防設備にいたしましても、やはり家屋の構造と密接不可分の関係にあるといふことで、現在家屋と構造上一体となっておるというような設備につきましては、そういうものも含めて、一体の家屋として、これを課税客体として非課税にするということは、非常に困難な問題があると思います。そういうことで現在やつておるわけでございまして、設備を分離しないといふふうに見ておりまして、そういうことで現前進させていくという意味から考えましても、これを公害対策と同一の取り扱いにするか、それ以上上の取り扱いをすることが今後必要ではないかと考えるわけです。そういう立場から、いま聞いたことは一応の論理はありますが、しかし、これを特別な形で非課税の形に持つていくことが、消防設備の今後の前進に大きく寄与していくのではないかというふうに考えるのですが、大臣はこの点どうですか。

○渡海国務大臣 この点、公害その他におきまして設備の非課税を行なつておる以上に必要であるということ、ごともどもございまして、従来の既存の建物に特別に付加したというような立場のようなもので、分離できる場合は、そのようなことを行なうのが当然じゃないかといふことも、かねがね話したことございます。ただ、いま申し上げましたように、現在の建築基準法によりますと、行なうのが当然じゃないかといふことも、かねがね話したことございます。ただ、いま申しあげましたように、現在の建築基準法によりまし

て、新しくできるものは一括的なものとしてやつておりますが、關係上、それとの均衡上非常に困難な点もあるということはいま事務当局から申したりでござりますが、今後なお十分検討させまして、実際行ない得る姿におきまして、もしそれが困難なる場合におきましては、法制的に非常にむずかしいようございましたら、現場における行政の運営の面におきまして御趣旨のように持つていくよう検討させてまいりたい、かように考えます。

○桑名委員 ばい煙処理施設についても、あるいは廃液処理施設についても、考え方によつては、これは本体に付随しておる客体ですよ。ところが、この問題だけは非課税対象になつている。消防あるいは避難設備については、これが切り離せない一体のものであるというふうなものの考え方には、私はどうも納得がいかない。東京あたりにつきましては、いまから先、地震対策という事柄からも非常に心配をされているわけであります。そういう中で、こういう消防設備や、あるいはまた消防設備や、あるいはまた避難設備をいまから先、増設をしていくという立場からは、これは当然非課税にしてどんどん前進をさせていくことが政治としての一番大事なことじゃないかと考えるのです。もう少し大臣も積極的に考えていただきたいと、政治家としてこれはたいへんなことじやないかと私は考えるわけですが、どうですか。

○渡海国務大臣 増設の部分につきましては、いま申しましたように、公害の施設というものについては、公害のためにこうやるんだというふうにあり程度の判然たる区別はできるのでござりますが、消防の場合、新しくつくるものですから、いまだ言つたようなことが言い得ると思います。ただ、建築基準法によりまして、階段を一カ所だけではいけないのだ、二カ所するのだ、どちらの階段を何するのだというふうな状態との均衡その他を考えて検討を加えておるというのが答弁であったと思います。したがいまして、それらの点を十分検討いたしまして、御趣旨に沿つて検討を

加えてまいりたい、かように考えております。○桑名委員 もちろん、いまの大臣の御答弁がベースに乗つたものの考え方でこの問題を処理していくだかないと、これはたいへんなことになると思いますので、そいつた意味からも、今後、重要な一つの課題といたしますが、ひとつ十二分に検討し、この問題を達成するような方向で最大の努力をしていただきたいことを要望して、私の努力をしていただきたいことを要望して、私の

質問を終わります。

○大野委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後三時六分休憩

午後一時二分休憩

○門司委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
午後三時六分開議

○門司委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
午後一時二分休憩

○質疑を続行いたしました。門司亮君。
○大野委員長 私は、この際、ごく簡単なことで、御承知のように、消防の関係は非常に予算が少くわかっていると思うのだが、お尋ねいたしたい。御承知のように、消防の関係は非常に予算が少ない。ところがいずれも事件が起つてから、ああでもないこうでもないといふふうなことで議論が非常にされておる。ことに、午前中の横山議員からのお話もありましたように、これは救急業務をやつしているのに、そこにはお医者さんがいなかといふふうなことである。完ぺきにしようと思えば、お医者さんを各消防署に、かりに昼夜交代するとしても、一人くらいは配置しておかぬこと、万全な救急対策はできないだろうということを考えられる。そういうことを考へると、現在の予算というのと、大蔵省は予算を削るのが自分の仕事のように考へているかもしれないけれども、必要なものはかなり大幅に認めるということがあ

要である。ことに、最近のよう、火災が起きて、火災があれば必ず死人を出すといふような事態について、一つは、死人を出さないよう、建築の問題や建材の問題等いろいろな施設の問題があることはだれもわかつておる。しかし、一方には、それを救出するものがなければならない。こういう二つが完璧でないと、消防に対する処置が十分とは言い得ないのであって、その辺の考え方をまず私は大蔵省に先に聞いておきたいと思うが、大蔵省としては、消防予算に対して毎年削られるのだけれども、一体どういう気持ちでやられているのか。この際、その辺をはっきり言っておいてもらいたいと思います。

○加藤説明員 四十七年度の予算におきましては、一般会計におきまして、前年の二六・六%の三十一億という補助金を計上いたしまして、地方債におきましては大体百億から百十億、それから交付税のほうで二千六十億、それからさらに一般会計の広域市町村圏の整備補助の中にも、消防施設とか、そういうようなものの広域化を計上しております。ただいまの門司委員のお話でござりますが、一つは、消防関係の研究という項目、これにかなり本年力を入れて予算を計上しております。

それから、予算の金額の増額は、いま御質問の、消防の技術的な研究について力を注ぎますと

ともに、消防関係の施設についても金額を大幅にふやし、単価などにつきましても、はしご車、化

学車等におきましては二割以上の単価改善をやっております。

それから、直接最近はあまり言われておりませんが、例の地震の対策、これも東京の江東地区を中心といたしまして、避難路の確保といふような

ことで新たな補助金を計上しております。

したがいまして、国庫当局が消防の予算を削ることばかりに専念しておるといふようなことは毛

頭ございませんで、地域住民のいろいろな日常公共サービスに対する配慮は、財源配分上もいろいろ意を用いておるところでございまして、消防は

市町村消防を前提としておりますが、國の一般会計におきましても相当の意を用いているところ

でございます。

○門司委員 いま一とおり聞きましたが、いろいろ言われていますけれども、交付税云々なんてこ

とは言わぬほうがいいんですよ。交付税はひもつ

きでないといふことが法の原則ですから、もしそういうことを言われるなら、私は、大蔵省で特別

の交付税を出してもらいたいと思う。それなら大蔵省がそういうことを言ってもいいと思う。しか

し交付税は、交付税法を読んでらんなさい。これは消防の分だ、これはどこの分だとくつづける

ことができるんじゃないことになっている。しかも限度され

ておる。三税の三三・%がきまっている。そういうものの方方に間違があるということである。

それからもう一つ考えてもらいたいのは、今日の消防施設のいかに貧弱であるかということ。そ

の一つの裏書きをするのが、例の損保協会から年

ある程度の援助を受け、年々自動車の補助を現実にされておるという事実。こういうことで大

蔵省はよろしいのか。消防という、公のものであつて、しかも国民の生命と財産に最も密接な関係があ

るもの設備の充実のために、いい、悪いは別

として民間会社からこういう補助を受けるべきかと、いうようなあわせたいうのは、私

は、世界のどこに行つてもないと思うんです。

これは全体を考えてごらんなさい。消防厅に聞けばすぐわかるるだろうと思つんですが、ことしは

どこどこの市にポンプを何台寄付したかというこ

とは、私の手元にも報告がありますから、わか

るわけです。この消防の実態は、これは大蔵省も

考へてもらわぬと困ると思う。私は大蔵省に反対

してもらいたい。二〇%ふえたから、三〇%ふえた

からといって、幾らふえたって、それで満足とい

うわけにはいかないと思う。今日、消防の最も遭

憾なことは、この間の大坂の火事でも一部の非難

があつたのであります。七階までははしご車が届くとしても、それ以上は一体どうするんだとい

う意見がたくさんあった。

したがって、私は、大蔵省にこの際もう一つ聞

いておきたいと思うのだが、そうした諸般の情勢

を見てみるのに、今日、火事があれば、必ずと

いっていいほど死人が出てくる。そして損害がかなり大きなものになつてゐる。だから、大蔵省は、

いまのような考え方で、補助金をふやしておるとか、あるいはまた交付税がどうとか、あるいは研

究費がどうだとかいうようなことでなくして、消防

防廳の予算というようなものについてはもう少し

考へるべきだ。消防防廳自身も、予算の要求のしか

たというのは非常に弱いと私は思つてゐるんで

す。しかし、これは消防防廳にやかましく言つたって

始まらないのであります。この辺は来年度の予

算にも関係があろうかと思ひますし、もう少し

はつきりした態度を大蔵省はとるべきだと私は考

えている。いま言われただけのことだ、大蔵省が

よくやつてくれているとは私ども考へられない。

したがつて、繰り返して言ふようでありますが、実際に地方の自治体がそういう民間団体から

の援助を受けてゐる。そして、それによつて消防の

機材の充実がはかられてゐるといふ今日の日本の

現状、これを一体どうお考へになるかといふこと

です。

○加藤説明員 四十六年度の消防財政の構成を見

てみると、一般財源系統が八割五分くらいになつておきまして、残りの中に、特定財源としての

一種といつてしまつて、いまの損保が見ていく分が

あります。住宅公團の場合におきましても、損保があつた

うあたりかと思うのであります。こういうような

問題は経緯的な点があつたかと思うわけですが、あ

るいは団地サービスなんかについて協力をする。

一つは、やはりそういうような相隣関係といいま

すか、お互いの密接関連のある人々の間で経費の

持ち合いをやる。一つには経緯的な問題もあるう

かと思うのですが、そういうようなものは決して

悪いことではないと思うわけです。多々ますます

弁ずるわけですから、そうして、同時に損保のほうも相当の利益があるわけですから、必ずしも、それであるから国がそれでサポートしておるというよ

うなことではないと思うわけです。消防財政は、本質的には市町村の財政負担というような制度的

な仕組みがあるわけでございますので、そういう

前提の上で、國としてもできるだけのことはして

おる。過去十年間を見ましても、今年のように大き

く國庫補助金が伸びたことはございませんの

で、最近のいろいろな地域住民の公共サービスに

対する需要を十分認識して予算を計上したつもり

でございます。

○門司委員 これはもつてのほかです。消防が市

町村の事務であることは、だれでも知つておるの

です。法律で。これは日本の國の外でしょうか。國民の、國の財産でしょう。あなたがそういう

理論を持つてくるならば、私ども少し聞き直

らなければならぬ。それなら、國と地方との財源

の配分は一体どうなつておりますか。どういう形

で地方の自治体に財源を付与しておるかというこ

と。税制の面だけでも、大蔵省の考え方と現状を

ひとつ報告してもらいたい。

○門司委員 私よりも、門司先生のほうがよく

御承知のとおりでございまして、現行制度を前提

にして考へてみると、そういうことにならうかと思

うわけでございます。交付税制度、それから地方

税、國税、そういうような地方制度を前提にし、

國と地方の財政制度がセットをされておるわけで

ありますので、そういう現行制度を前提にして申

し上げておるつもりでございます。

○門司委員 現行制度の仕事でないと運営上うまくいかない

は、市町村の仕事でないと、國の事業から除

されるのである。事務分担の仕事ですよ。國の事業から除

されるわけですね。消防といふような大きな仕事である。國民に最も密接した仕事であることに間違いない。

一体、行政のあり方というものを大蔵省はどう考

えておるか。これはあなたを責めたつてしかたが

ないと思うんですけれども、行政のあり方、國の責任というものをどう考えているのですか。これは市町村の責任だから、一切そっちでやればいいんだ、財政が足りなければ国が予算を見てやるんだという、こういうものの考え方方は、國政をあずかるものとしては誤りじゃないですか。もしそれならば、私ははっきり言つておくが、この消防の事務が、市町村の固有の事務であるから、こういうことになつておるというなら、法律改正して国の事務にしてしまつたら、国がめんどうを見ないわけにいかないでしよう。そして、消防行政がうまくいきますか。消防行政といふようなものは最も住民に密接な関係がある。そうして、住民の協力を得なければ消防行政といふのはできない仕事である。役人がどんなにおつたからといって、火事がなくなるということは考えられない。住民の火事を出さないと、協力、出たらすぐこれを消しに行くという協力、そのことからくるものが今日の消防の組織でしよう。その中の一番大きなものは何であるか。いわゆる今日まで言われておった消防団の組織、これなど全くの犠牲的な国民の協力である。こういう協力を全部市町村からとつてのけて国がやれますか。國の行政組織の中で消防がやれるとき考えになっておるなら、普段でごらんなさい。そういうものの言い方をするものじゃないと私は考えている。大蔵省が、ことに主計局がそういうものの考え方なら、私は私なりのこれから質問をしていかなければならぬ。いま御承知のように、これはあなたの領分でないということを必ず言つだらうと思うのです。この委員会ではしばしば論議になつておる。過去において自治省も一度ぐらいは立案した経緯があるのである。いま大蔵省からも言われた損保協会の利潤といふものはどこから来ているか。不特定多数の人達が積み立てたお金が損保協会の資金になつていることは間違いないでしよう。しかも、これは、憲法における一つの違反事項とも考えられる。掛け金をかけたものが、そして、その利潤といふものが、ことごとく特定の人に吸収されているという

事実。同じ保険でも、生命保険のほうは個人の財産でありますから、人間は必ず死ぬのであるから死ねば返つてくることになる財産である。損保協会はそうじやないでしよう。したがつて、これらのお金に対して、私は、消防の充実のために、新しい税制として消防施設税というような税金をかけることが可能だと考へている。ところが、この結果が、あるいは結末が、さつきから申しあげておりますように、損保協会から地方の自治体にポンプを寄付していくという化け方をしているでしょう。いまあなたが言われたように、なるほど、消防の施設が充実していくれば、保険会社はもうかるにきまつていて、だから、自分たちの利益のすそ分けを少ししようというものの考え方でしょ。かつて日本の消防の濫觴を見てごらんなさい。どうなつてあるか。火災保険会社が、明治四十二年までは自分自身で消防の施設を持っておつたでしよう。消防組といふのがあつたでしよう。これは明治十五年と私記憶いたしておりますが、そのときの東京火災の重役会議の会議録を読んでごらんなさい。どう書いてあるか。火事を一件でも少なくすれば、それだけ当社の利益があるのである。だから当社は消防に協力すべきであるといふのが重役会議の決議なんです。それによつて保険会社が消防組織を持つておつたということであらう。

○加藤説明員 ただいま申し上げましたように、多分に縦縛的な要素が多からうかと思うわけあります。制度化をするかどうかというような問題は、また別途の問題ではなかろうかというふうに思ひます。

○門司委員 一向にわからぬのですが、どういうことなんですか。制度化することは別途の問題だとおっしゃるけれども、これは、ある意味においては不可分の問題ですよ。不可分の問題だから寄付しているのです。不可分の問題でなければ寄付などやしない。だから、結論は、この寄付行為というものを制度化するかどうかというだけです。私はほかのことを聞いていくわけじゃない。決して別の問題ではないというべきであるというたてまえをとるべきであるといふことである。しかも、これは、かつて自治省は二度くらい立案をしたことがありますが、いつでもつぶされるのは大蔵省の銀行局なんです。いま主計局のあなたにこういうことを言ってもわからぬことである。しかも、これは、かつて自治省は大蔵省からも言われた損保協会の利潤といふものが、ことごとく特定の人に吸収されているといふことである。しかも、これは、かつて自治省は大蔵省に来てもらいましょう。そして、市町村の財産は國の財産であるかないかというふうなことを聞くべきである。あなたはどこまでもそれでよろしいといふと思う。あなたはどこまでもそれでよろしいといふなら、この次には、私は、委員長に頼んで大蔵大臣に来てもらいましょう。そして、市町村の財産ではない。これは、國家行政組織の中で市町村という名称があるだけのことである。あなたが、大蔵省が、そういうわからず屋なことをいつまでも言つなら、大蔵大臣に来てもらって、あなたの意見だけでは答弁はむづかしいと思いますから、市町村の住民の持つておる財産、いわゆる國民の財産であると私どもは信じておる。市町村の財産ではない。これは、國家行政組織の中で市町村

ぬと思うけれども、縦縛だけは申し上げておく。こういう消防自身というものとお金というものの関係はその辺に問題がありはしないかというところである。損保会社ももうかるのだから、損保会社が寄付するのはあたりまえだというような大蔵省のものの考え方でよろしいかどうかということがある。受益者負担が考えられるというなら、法被化したほうがよろしい。そうでなければならないと考へている。地方の自治体ともあらうものが、市町村ともあらうものが、恩恵的に損保会社からポンプの寄付を受けて喜んでおるというようなものの考え方非常に大きな誤りだと私は思う。だから、もし御答弁ができるならば、いま申し上げましたように、損保会社に対して、義務的に法律的に消防の施設のために新しい税法を設定されるかどうかということである。そのことも、一面から言えば、消防施設の充実は損保協会の利益に還元をされるということは言い得ることである。私は、大蔵省がそういうものの考え方をしておるのなら、そこまで聞いておきたいのだが、一体どういうお考へですか。

○門司委員 それでは答えにも何もなりませんが、私は、そういうことでやれるかやれないかということを聞いているのであって、これが縦縛でありますか、そういうような点は、最近におきましても議論したことはございませんので、われわれとしましては、多分に縦縛的なこととそういうものが行なわれてきたというふうに承知しておるわけでございます。

○加藤説明員 ただいま申し上げましたようになりますが、そのような問題を制度化するかどうかというような点は、最近におきましても議論したこととございませんので、われわれとしましては、多分に縦縛的なこととそういうものが行なわれてきたというふうに承知しておるわけでございます。

○門司委員 それでは答えにも何もなりませんが、私は、そういうことでやれるかやれないかということを聞いているのであって、これが縦縛でありますか、そういうような点は、最近におきましても議論したこととございませんので、われわれとしましては、多分に縦縛的なこととそういうものが行なわれてきたというふうに承知しておるわけでございます。

○門司委員 それでは答えにも何もなりませんが、私は、そういうことでやれるかやれないかということを聞いているのであって、これが縦縛でありますか、そういうような点は、最近におきましても議論したこととございませんので、われわれとしましては、多分に縦縛的なこととそういうものが行なわれてきたというふうに承知しておるわけでございます。

す。この委員会が終わるまでに太蔵大臣にぜひひてきてももらいたい。あなたの言ったことも会議録に出ていると思いますが、市町村の仕事だから市町村がやればいいんだというものの考え方。しかも、損保協会においても同じことで、受益者負担化であって、それが寄付ができるなら、立法化して税金としていただっことは何も不可能ではないはずである。しかも、その資金はどこから来ているかといえ、国民のきわめて不特定多数の人から集めたお金が一つの營利会社に集約されておるという実事です。

○加藤説明員 県民が国民であることは当然なんですが、いまして、そういう国の事務であるかどうかという議論と、市民なり県民が国民でないのか違うのではないかと思うわけです。もちろん、市、県の住民の財産が国の財産でないわけはございませんので、そういうことをいま議論しているのではないと思うのですが、市民なり県民の財産は当然国の財産であろうと思います。

○門司委員 何を言っているのですか、あなた。さっき何と言ったか。消防は市町村の仕事だと、こう言ったでしよう。だから市町村財政でまかなわん、べきだと言つたでしよう。そのことのためにこないう補助金をやっている。あるいは、はなはだしい例では、何か交付税までつけているようなことを言うが、特別交付税をつけましたか。特別の歳出を出しましたか。交付税法を読んでごらんなさい。何と書いてあるか。ひもつきではいけないと。ということは、つきり書いてあるでしよう。郵便上法上の議論から言えばそのとおりでしよう。あなたたのほうで、交付税を消防のためにどれだけ使つたかということを、数字をはっきり出してごらんなさい。ことしの予算を見てみても、国から特別交付税として消防にこれだけやれという字句はどこにもないはずであって、あってはならないはずである。あなたは、それがあると言うなら出しなさい。三税、三二%以外にどれだけ特別に出して

いるか。これは消防の交付金だといってどれだけ出しているか。その数字を出してみなさい。

○加藤説明員 先ほど、交付税というふうに申し上げましたので、とよと舌足らずでございましたが、基準財政需要上そういう見方をしていくと、いうことでございます。

○門司委員 基準財政需要額からくるものの算定の基礎になることは当然であります。これは税法上の規定である。そうだとすれば、よけい出してくるわけじゃないでしよう。配分の方法だけでしよう。一体どこによけい出しているのですか。

配分の方法は、きめられたものの中で、法律できました配分の方法があるのであって、基準財政の算定の基礎はこれこれだということはちゃんと法律に書いてある。どこにもさわりもなければ、ふしぎもない。それを大蔵省が、いかにも交付税の中にそれを織り込んでおるというようなものの見方というものは、ここで言われるべきことではないと私は考えている。交付税法を読んでごらんなさい。どう書いてあるか。算定の基礎もちゃんとしているのである。しかし、それでは足りないからわざわざ話を進めていっているのである。私も、基準財政の計画並びに本年度の交付税というようなものについては、ここで審議している。だから、よくわかっている。しかし、それは、あくまでも、その年度における交付税の額は変わってくる。そうすれば、算定の基準は変えなければならない。これは繁雑な手続ではあるが、そういうことで、ここでずっと毎年やってきてるのである。ところが、その中のどこを見ても、そのことのために、消防のために交付税がふえたとは、どう考えても考えられない。どこにもないのだ。だから、はつきり言いなさいよ。いまのような算定の基礎がどうなるなんというのはわかり切っている。法律どおりでやっていることを、あなたの言っているのは、法律以上のことをやっている。一法律にちゃんと交付税として算定の基礎がある。法律だけのものは、交付税の総体のワクの中からここに入るべきお金といらるのはきまっています。

る。あなたのほうからよけいくれたお金があるはずがない。あなたは最初あると言ったから、出してしまったというのならわかる。財政需要の基準によって出したというなら、税法上の配分の関係だ。よけいもらった覚えもなければ、よけい出したということもないはずだ。このいふものの考え方で、今日の消防というものが、期待にこたえることが一体できるかどうかということだ。

私どもがいま非常に心配しているのは、人間の生命をどう守っていくかということ。財産をどう守っていくのかということ。それには、消防の研究所で幾らやっても、これが實際どういう形で出てきているかというと、きわめて遺憾で貧弱であるということ。いま、七階くらいまでのものしか車はない。あるいは、せいぜいあって十階か十一階くらいだらうと思います。建築はそれ以上に建築がたくさんでてきておる。それ以上のものについては、おののおの規定に基づいて、火事が出た場合には避難はどうするかというように、はしご車がない。あるいは、せいいあつて

はないのである。私どもは、こういう消防という一つのものの考え方の中から出てくる人命と財産を保護するための施設というものは、どんなに金があつても、満足すべきものにはなかなかならないのじやないかと考えておる。にもかかわらず、大蔵省がいまのような答弁でおられるということはきわめて遺憾である。次の会議にひとつひだ大蔵大臣に出ていただきて、それから、話のついででありますから銀行局長にも出ていただきて、この損保協会に対する課税の問題をもう少し詰めていきたい。私は、決して架空のことを言つておるのではない。かつて日本にあったことだ。これを復元すればいいのであって、別にむずかしい問題じゃないと考へておる。それ以上聞いておりますと非常に時間がおそくなりますが、これ以上は私は聞きません。

もう一つ、これは建設省と消防庁との関係の中で、現実の問題として聞いておかなければならぬことは、先ほど消防庁のほうにも依頼をいたしましたので、大体の実態はおわかりになつたと思いますが、けさの、はつきり言えれば、神奈川新聞の横浜版のトップに書いてあります事件を見てみますと、横浜市立の医科大学の第二新館が建築されて、そして、その建築に対する当時の——これはきのう聞きましたから當時と言つたほうはよろしいかと思ひますが、名前は野口吉園君だと思いますが、当時の院長が辞表を出しておる。そして、それがきのう聞きましたから建築情報がある。そして、これは日にちもちょうど符合するのでありまするが、大阪の千日ビルの火事があつた翌日、実は、五月の十五日に辞表を出しております。その辞表を出した理由の一つといふのが次のようなことである。避難用の階段であるとか、排煙装置であるとか、あるいは屋外への避難施設であるとかいうようなものについて、もう少し十分に設備をしてもらいたいということを建築中に上申しておいたが、これが実行されておらない。そして、市のほうでは、建築基準法に違反しないからという理由でこれが抹消されてお

る。病院長としては、あの大阪の千日ビルの火事を見て、これでは病院長として患者の生命、財産を保護することは困難だ、よって責任を持てないから辞職するということ。理由が五つばかり書いてありますから、これがその理由の中の一つなんですよ。こうなってまいりますと、建築基準法の関係で、こういう理由があつて病院長が辞職をしたということは、これだけの問題では済まされない問題だと私は考へざるを得ない。

ルコニーは避難上非常に有効だとは思っておりませんが、これにつきましては、この病院には、精神疾患者あるいは重症のために入院された、いわばノイローゼになるような方がおられるので、その方々がこのバルコニーから飛びおりるという危険がありますので、検討した結果、バルコニーはつくりないようにしたということをございます。また、これにつきまして、さらに戸、壁、天井等はすべて新建材を使っておらず、不燃材料でこれを内装したのでございまして、消防当局としては、燃えるものといえどもとん類等が中心になるということです。

それから、退職の理由につきましては、消防当局としてもつきりわからないということでござります。この院長は、辞職をされまして後は、もちろん教授会において辞職をされておりますが、依然として教授としてとどまつておるといふことです。ございまして、いま先生から特に御指摘がありました点につきましては、消防当局のほうから特別の意見を聞くことができませんでした。

○門司委員 私は、調査はそのとおりであらうか
話で調査した結果を御報告申し上げたわけでござ
ります。

と思いますし、また、新聞の報道が必ずしも確実であるかどうかということもここで断言するわけにはまいりません。しかし、いずれにいたしまして

しても、問題は、院長として責任が持てないといふ一つの理由の中に、避難の問題が十分でないといふようなことがかりにあつたとするならば、こ

そこで、建築の関係の建設省に聞いておきたいのは、建築法上も一つの問題だと私は思うのですね。

と思ひますことと、それから消防庁のほうでもひとつ考えてもらいたいと思うことは、病院といふものは、この種の病院、氣違いと言うとおこられ

るかもしれません、気違ひ病院というのがあるわけであります。ここのは火災は大体死人を伴うものであります。それは、部屋の構造がそういうもの

うになっている。大体逃げられないよう構造ができるおるということ。ところが、これに対する基準法上の問題として一体どうかという問題が必ず出てくる。そこで、ことに病院あるいは年寄りを収容しているような場所の建築については、おのの、その内容、実態に沿った建築基準法といふようなものがなきやならないと私は思うのです。これが建築基準法という一本の柱で来ておるところに、一つのこういう問題が出てきやしないかと考えられる。建築基準法から言えば、避難の階段も十分だ、あるいは排煙設備も十分だ、それは例のこういう建材を使っていいならだというようないいろいろな理屈は出てくると私は思う。しかし、それの対象になつておりまする病院 자체から熱えると、病院の院長の責任においてはなかなかそういうはいかないのじゃないかとというようなことが考えられやしないかというようなことがどうしても出てくる。屋上についても、屋上がもし開放されればある程度の避難ができるのじやないかと、いうことが考えられるということと、もう一つ、私がここで不審に思つておるのはその点であつて、病院のほうからつくつてもらいたいというのを、建築のほうから、病院の内容がこうだからつくらぬほうがいいというふうに言つたといふのは、これはちょっとふに落ちないので。建築のほうでこうやれと言つたのを、病院のほうで待つてくださいと言うならば話はわかるのですが、その辺のところが私はわからないのであります。わからない者が臆測してものを言うということはどうかと思うのですが、建設省に聞いておきたいことは、そういう実態に即した研究というものが十分なされるべきである。そうして精神病院の場合にはこうすべきだということ、普通の混合ビルの場合にはこうすべきだということ、普通の住宅の構想はこうあるべきだということ、ホテルはこうあるべきだということ、そういうようなことが消防法の中には一々ずっとある程度分類して書かれておりますけれども、私は、この際こういうものの検討は十分なされるべきではないかと考えるので

○ 敦仁卿 説明員 まず、最初に、病院についてお考えになりますか。

は、基準法上一般の建物より別な規定が必要ではないかというような御趣旨でございますが、病院等につきましては、これは非常に避難の不自由な方々が、しかも宿泊されるというようなことでございまして、現在の基準法上でも、特殊建築物の最もきびしい規定を適用するというような形で、階段・避難施設等、いろいろなそういう安全につきましては、特に病院として、普通の建物よりもきつい制限をいたしているわけでございまます。さらに、これは厚生省の医療法の関係でございますが、医療法の関係でも、やはり同じような安全の問題について特別な規定が設けられており

ます。

それから、二番目の、建築のほうから、これは

基準法には合っているんだからいいんだといふようなことを言ったか言わないのかということです。ですが、この点は、私も、横浜市の建築行政の部長に直接電話をかけまして聞きましたところ、そういう事実は全然ないというようなことでござります。これは、御承知のように、建築基準法は最低の基準を定めたものでございまして、私どもとしては、それ以上に安全を守ってもらいたいことは非常にいいことでございますので、そういうことをこれでいいんだというようなはずは絶対ないというように確信している次第でござります。

○門司委員 私は、そういう御答弁であろうかと思いますが、しかし、問題は、ちょっと先ほど申しましたように、バルコニーの問題一つにして、も、責任のある病院長がこしらえてくれと言うのを、基準法だからだめだと言う。この辺の話の食い違いですね。その病院の院長は、自分の病院にどういう者を収容しているかというぐらいのことわざがわかつてゐるはずだ。そして、それがどういう状態にあるかということは承知していなければならぬはずであつて、そういう食い違いがあつたと

いうことをここで取り上げて議論してみても始まらないのですが、実際の問題として、特に、年寄りだとか、それからいま申しました精神病患者のいるところが火災になれば、必ずといっていいほど焼死者が出てくるのである。その場合にはあとの祭りであって、どこそこにかぎがかかるつておったから逃げられなかつたとかなんとかということが往々にしてある。これは患者自身がそういう患者ですから、日常飛び出してそこらを歩かれたら災難ですから、結局日常の自由をある程度拘束していることは容易に考えられる。しかし、だからといって、非常にこそその開放の処置ができないといふことは、常にそれの開放の処置ができないといふようなことでは死人を出すことは当然であつて、その辺のかね合いをどうするかということ。したがつて、個々の建築物に対してもう少し立ち入つた、実態に即した、そしてこういう災害の起ぬじやないか。こういう点を開いているのです。

○教仁卿説明員 一般的の病院につきましては、先ほど申しましたように、建築基準法の規定の中で

いろいろな安全の規定が特別にあるわけでありましすが、特に、先生御指摘の精神病院、あるいは同じような種類のものといたしまして拘置所がござります。これはむろん中からかってにかぎをあけられた大問題になりますので、特に、そういう種類のものにつきましては、厚生省、法務省と打ち合わせいたしまして、そういうかぎを締めると改定すべき点があるならば改正しなければならぬじやないか。こういう点を開いているのです。

○門司委員 与えられた時間を少し過ぎておりますので、これ以上は——聞きたいことはたくさんあるのですが、大蔵省とものを言い合つておつて時間がだんだんなくなつてしまつて弱つてゐるのですが、その次に——。そういうことはあろうかと思ひますが、問題に

なりますのは、大阪の火事を見ても、どこの火事を見ても、あとで水かけ論になるのは、責任者がかりを持っておつたとか、あるいは例の処置がよくなかつたとかいうような、あと祭りのけんかで大体終わってしまうのが今日までの実例だと私は思います。これをなくするには一体どうすればいいかということであつて、それにはやはりもう少し責任のある人がここに常時おる必要がありはしないかということ。大阪の場合を見てみましても、マネージナーがやればいいんだ、いわゆる支配人がやればいいんだといったって、支配人の勤務時間というのは、そう朝から晩までやつてゐる場合の処置のわかるようにしておくこと。さらに、その従業員には、もし支配人がいなくて、どこの場合はいろいろなこと言われておりますけれども、何か、飲み逃げされるのがこわかったから教えなかつたとか、わけのわからぬような弁明等もあつたようですが、こんなものは別にされないかということあります。ただ形式上の保管者、形式上の責任者というのでは、これはいけないのではないかということが考えられる。その辺の実態をどうするかということ等もあります。これは、めんどうであつても、ある時期においては、お客様と一緒に避難訓練をさせるということが必要ではないかと考える。これは一月に一回でもいい立たつついでにもう一つ申し上げておきますが、消防の訓練の問題であります。訓練の問題は、めんどうであつても、ある時期においては、お客様と一緒に避難訓練をさせるということが必要ではないかと考へる。これは一年のうちに何回か来るわけでありますから、一月に一回やつても、その人はそこに一年のうちに何回か来る人でありますから、この建物の避難路はここにある、このような形になつておるということが大体わかると思います。だから、しようとやらなくともよろしい。いま、従業員だけの避難訓練をどんなふうにやつてみても、これはなかなかそうちまいわけにはいかぬと思う。ある意味においては、一般的に避難訓練を巻き込むというのは、営業者のほうから言えばちょっと困るということになるかも知れませんが、しかし、それは必ずしも営業者の損失にならないし、こういう事故をある程度未然に防ぐ一つの方法ではないかと考えますけれども、こういう規定はできませんか。

○門司委員 承知ができる、わかる、知らされるというような

ことにはなかなかかないかもしれない。そのことのために、だれがあけるような体制ができるかといふようなことで、確実に担保されるように打ち合つて、実際の建設にあたつては進めていく次第であります。

○門司委員 与えられた時間を少し過ぎておりますので、これ以上は——聞きたいことはたくさんあるのですが、大蔵省とものを言い合つておつて時間がだんだんなくなつてしまつて弱つてゐるのですが、その次に——。そういうことはあろうかと思ひますが、問題に

なりますのは、大阪の火事を見ても、どこの火事を見ても、あとで水かけ論になるのは、責任者がかりを持っておつたとか、あるいは例の処置がよくなかつたとかいうような、あと祭りのけんかで大体終わってしまうのが今日までの実例だと私は思います。これをなくするには一体どうすればいいかということであつて、それにはやはりもう少し責任のある人がここに常時おる必要がありはしないかということ。大阪の場合を見てみましても、マネージナーがやればいいんだ、いわゆる支配人がやればいいんだといったって、支配人の勤務時間というのは、そう朝から晩までやつてゐる場合の処置のわかるようにしておくこと。さらに、その従業員には、もし支配人がいなくて、どこの場合はいろいろなこと言われておりますけれども、何か、飲み逃げされるのがこわかったから教えなかつたとか、わけのわからぬような弁明等もあつたようですが、こんなものは別にされないかということあります。ただ形式上の保管者、形式上の責任者というのでは、これはいけないのではないかということが考えられる。その辺の実態をどうするかということ等もあります。これは、めんどうであつても、ある時期においては、お客様と一緒に避難訓練をさせるということが必要ではないかと考へる。これは一年のうちに何回か来るわけでありますから、一月に一回やつても、その人はそこに一年のうちに何回か来る人でありますから、この建物の避難路はここにある、このような形になつておるということが大体わかると思います。だから、ようとやらなくともよろしい。いま、従業員だけの避難訓練をどんなふうにやつてみても、これはなかなかそうちまいわけにはいかぬと思う。ある意味においては、一般的に避難訓練を巻き込むというのは、営業者のほうから言えばちょっと困るということになるかも知れませんが、しかし、それは必ずしも営業者の損失にならないし、こういう事故をある程度未然に防ぐ一つの方法ではないかと考えますけれども、こういう規定はできませんか。

○門司委員 最後にもう一つだけ聞いておきますが、これは消防研究所のことですが、消防所はこの研究所を持って、通産省は資材その他の研究ををしている。建設省は建設省で、それぞれの研究所を持っておりますが、これは定期的にでも、こ

ことはございますか。

○降矢政府委員 一つは、建物に伴うガス及び煙の研究の問題では、消防研究所のほうにおきましても検討をし、その結果を持ち寄る研究会のようなものを開いているということは、私は所長から聞いております。それから、火災の延焼拡大の問題で、木造家屋及び耐火建築、こういうものについては消防研究所のほうでも延焼拡大の性状というものを検討しておりますが、こういうものにつきましては、建築研究所の同じような意味の研究員と討議をしておるということは、私は所長から直接聞いております。いま先生の言われた、ある特定のテーマについて定期的な研究会を持っておりませんので、確かめて御報告申し上げたいと思ひます。

○門司委員 これはぜひひとつ気にしておいていただきたいと思うのです。これは特に何年たつても、結局焼死者の多い原因が窒息だ。窒息ならそれは建材だと始終言われているんですね。そのためことに何とか少し改善されるかと思うと、なかなか改善されない。建設省なら建設省で建築の関係を検討されて、避難がどうだなんという基準を定められておりまし、通産省は通産省でやはり物をこしらえる基準というものに関係を持つております。だから、しわ寄せが全部消防に来てしまって、あと始末だけを消防がやっている。そして災難を受けるのは国民だという、こういう形になってきておる。だから、こううことのないように、こういう建材ができる、これがどううふうにして災難を受けるのは国民だという、こういうことを研究する三者の研究所がぜひ必要だと私は思ひます。そうしないと、火災のあるたびにここでこの議論をして、ちっとも前進しないのですね。今までたっても窒息死なんというものがなくならないと思う。それは建材のせいだとか、いやそれは避難場所があつたとかなかつたとか、避難の設備が悪かったとか、議論だけしか

していなければ、何年この議論をしていれば、一體そういう問題の解決がつかむことであつて、これの一つの方法として、三者が集まって検討していくだくといふようなことがぜひ必要であるものを考へて、それで、行政組織の中はどうかと思ひますし、そのためには、行政組織の中でどう変えるかということもあるうと思ひます。それから、きょうはこれでひとつ質問を終わらすけれども、きょうはこれでひとつ質問を終わらしていただきます。

○大野委員長 林百郎君。

○林(百)委員 市街地についての防火問題については、すでに他の同僚議員から質問があり、詳しい答もありましたので、私は、過疎地域における消防について切実な問題がありますのでお聞きしたいと思うのですが、現在常設消防署は市が何%、町村は何%設置されておられますか。わかりますか。

○降矢政府委員 四十七年の四月一日で常備消防署は千八百八十六、そのうち市が六百二十三、町が一千九十九、村が二百四十四、こういうことになります。

○林(百)委員 その市の数、町村の数と、その消

防署のパーセントは幾らかわかりますか。市が幾らあるのに消防署はその何%ある、町村は幾らあるのに消防署は何%ある、こういうことはわかりませんか。

○降矢政府委員 市のうちに単独に設置しているのが五百二十六ございます。さつき、市は六百二十三と申し上げましたが、それは組合で設置して

いるものを含んだ市の数でございまして、単独で設置しているのは五百二十六ございます。それで、現

在まだ常備消防になつていないのは二市ございま

す。したがつて、市はほとんど全部消防署があるといふ結果になります。

○林(百)委員 約一〇〇%ですね。

○降矢政府委員 はい、そうでございます。

○林(百)委員 町村は……。

○降矢政府委員 町村は、組合としてやっておる

のが千二百九十二でありますて、その内訳は、市

が百六十三、町が八百八十九、村が二百四十、これは全部消防署を持っておりまして、同時に、そこの個々の町村には出張所というものが設置され、すけれども、きょうはこれでひとつ質問を終わらしていただきます。

○林(百)委員

ですから、町村数と、その消防署

が、市は約一〇〇%近いということはわかりまし

た。

○降矢政府委員

ちょっと、消防白書における統

計で申し上げますと、四十五年の四月一日で

七、それから出張所が千三百八といふことになつ

ております。

○林(百)委員

政府の広報紙の「今週の日本」の

ことしの三月十二日付の投書があ

りますが、消防団組織によって防火体制をとつてお

るということです。

○林(百)委員

常備消防といふ体制をとつてお

ります。

○林(百)委員

消防署が設置されていない。いづれも非常勤の消

防署が設置されていない。消防署が設置されてい

ます。

○林(百)委員

消防署が設置されてい

ます。

○林(百)委員

消防署が設置されてい</p

○林(百)委員 この基準と現状との間に大きな差がある。これは、基準については長官の告示で認められたわけですね。実際と告示の数とでは非常に違いがある。先日表彰されました上市町の婦人消防隊は、実は、私のほうで調べてみたところ、この上市町の中心部から六・五キロ山に入った二十六世帯約八十人の五位尾部落というところにあるわけですが、この場合は、この基準と現状との差をこの婦人消防隊が補完しているということになるわけですが、婦人消防隊が活躍するということ自体には意義があると思いますけれども、しかし、本来せっかく消防庁長官が告示を出して消防力の基準をきめられた、その約半分しか実情はない。それを、二十六世帯約八十人、町の中心地から五・六キロも離れたところにある婦人消防隊が補完する役割を果たすということは、これは正常ではないと思うのですね。やはり、公設の消防として、機材等の開発も含めての常備消防隊の充実、そのもとでの過疎地域での消防の強化が行なわれるべきだと思います。消防庁としては、そのような努力はされていると思いますが、さらに財政的な援助が必要だと思います。

そこで、大蔵省の加藤主計官がちょうどおいでになりまして、先ほど門司さんから激しい質問を受けていたわけですが、実情はこういうわけで、長官の告示と実情と非常にかけ離れておりまして、それを婦人消防隊が補完しているというような状態ですけれども、この消防に従事する人員とか機材の充実が非常に重要だと思いますけれども、現在の補助率を引き上げるとか、あるいは対象となるものを引き上げるなどして、消防関係等の予算を引き上げる必要があると思いますが、いま消防関係の予算は、大蔵省としてはどういう計算の方法ではじき出しているわけなんでしょう

○加藤説明員　過疎地域の消防関係でございますが、一つは、先ほど消防庁のほうからお話をありましたように、水槽と運搬できるポンプ、これが御承知のように二、三年前に補助率が三分の二になりました。それからもう一つは、過疎債でございますが、の中に消防施設が対象になります。それで、交付税に算入されることになつております。もう一つは、先ほどお話しがありました、広域市町村圏の補助金がございますが、その中で、消防署、消防ポンプ、消防専用電話、救急自動車といふようなものについて、現在広域消防の実施計画が百二十八圏域対象になっておりまして、これについては一般会計から補助が行なわれるということになっております。これはたしか過疎の問題が問題になりました昭和四十四、五年でございましたが、そのころから、いま林委員の御指摘の問題を消防庁のほうでいろいろ研究されまして、こういうような措置をとられているわけでございました。昨年の予算のときも、われわれのほうといつたしましては、先ほど申しましたが、二六・六%の一般会計の補助金を増額しておるわけですが、その中から、消防庁のほうが、今年度配分にあたってかなり留意をされるというふうに聞いております。足りるか足りないか、そういう問題はございますが、質的にも量的にも相当思い切った措置をしておるつもりでございます。

○林(百)委員　大蔵省としても非常に好意的努力をしているというお話を聞いたわけですが、もう少し突っ込んで聞きたいと思うのですが、長官、各地方自治体から国に対して消防車や救急車の設置について要求があると思うのですが、これは損保の無料交付ですか、あれしかないといふことはないでしょうね。これはいまどういう実情になつてゐるんでしょうか。ちょっとこの点を御説明願いたいと思うのです。

○**防衛省委員** これは私のはうはタッヂしていませんが、各地域に、ブロック単位ごとに、損保の支部がありまして、そこに各市町村で申請をして、その支部で申請したものと本部にあげてきて、先ほど門司先生が言われましたように、どこに寄付をするかということを損保としてきめておる。これは寄付であります。しかし、私のほうでは、市町村の整備計画と要望に基づきまして、予算で認められた消防施設についての配分は県を通じて直接私のほうに受けるという企画にしてあるわけでございます。

○**林(百)委員** これは加藤さんにも聞いていただけの話ですが、いまの消防署の消防車のことですけれども、東京都の最近の例を見ますと、一台八百八十万円の化学消防車について、国の補助率が三分の一、すなわち二百九十三万円が補助率で来るというのですね。ところが、實際には国の中継額は一台三百七十八万円としか見積られない。實際は八百八十万円かかるのが、三百七十八万円しか見積られない。したがって、その三分の一ですから、百二十六万円となつております。一台当たり百六十七万円の超過負担になる。こういうことを聞いておりますが、これは事実どうなつてているんでしょうか。せっかくの補助が実情に合わないために、ないよりはましにしても、超過負担が出るという状態ですが、これについてはどうでしょうか。加藤さんと、それから長官からも、この実情について御説明願いたいのです。

○**加藤説明員** 補助金の問題でございますが、これが先ほどの門司先生のときに、先生からいろいろお話ししがあったのでござりますけれども、義務的なものと考えるかどうかというような問題もございまして、それで、実は、ことし予算のときにも見ましたら、確かに、實際に買う価格と見積もりとが差があるわけです。それで、奨励補助的な考え方で、考え方いろいろございましょうけれども、ただ、あまりにも差が多過ぎるのじゃなかつた。過去相当長い間据え置きになっておりましたので、消防庁のほうと――要求はもちろん毎年单

併アシップの要求があつたようではさいますかが
なりパンフレットなど取り寄せまして、いろいろ
勉強をいたしまして、化学車、はしご車が一番実
情にそぐわないというような認識に立って、この
ころはいろいろな付属物をつけることがはやつて
まいりましたので、スタンダード的なものの単価
を拾いまして、本年は二割何分かの単価アップを
やりました。あまりにも現状から遊離しております
ので、補助金の考え方はいろいろあるものですが
から、奨励補助的なことでそういうことになつて
きたのだろうと思うのですが、それにしても、こ
れではいかぬと思ったので、私としては、できる
だけ現実に近づけたつもりなんですね。

○林(百)委員 長官の答える前に、加藤主計官と
しては、できるだけ実情に沿うようにこととは二
割アップ計算をしたと言いますが、補助金の三分
の一といふのは、この補助がどういう性格のもの
に至りますので、これは自動車で
すから、デラックスとかなんとかいつても、学校
の建設やいろいろなものとは違うわけで、いろい
ろなものが付属品としてかりについていたとして
も、おそらくそれは必要欠くべからざるものだと
思うのです。それが実際八百八十万円かかるのが
三百七十八万円としか評価されない。その三分の
一といふことになるとだいぶ違つてしまりますの
で、その点は、われわれもまた大蔵省にも話をす
るべきことは話をしなければならないのですが、
どうしてこんな違いが出てくるのか。さっき門司
先輩が私にかわって大蔵省もおしかりになつたか
ら、私は別に大蔵省をあらためてしかりはしませ
んけれども、その補助が義務的なものがあるいは
任意的なものかという性格は違うにしても、率は
きまつておるのであるから、この違いではどうも少
し遠い過ぎると思いますが、長官のほうではどう
お考えになりますか。

す。しかし、精神としてはやはり三分の一、しかも実勢に近いものということであろうと私は考えております。この点については、長年単価アップの問題について努力をしてまいりまして、先ほど主計官からお話しがありましたとおり、これは、ほんとうにことしになって初めて、この大きな化學車とかはしご車について、二割余の単価アップを実現することができたわけでございます。確かに、実勢価格というものについて、実は、実勢価格と市町村が言っているものについては、先ほどお話しがありましたとおり多少好みがありまして、いろいろな付属品を別に要求しておるようでございます。そういうものは、結局、たとえば消防ポンプについては標準車的なものがございましょう。そこで、私が就任以来、ポンプにつきましては、三通りくらいの標準車というようなものを作つくれないだろうか、そうすれば、それを基準にして選択していただけばいい、そうすれば、実勢価格というものについての判断もある程度、そなへばはでなくできるのではなかろうかということで、この点については業界といろいろ協議をして、消防研究所が中心になってやまとまりかけた段階に来ております。こういうことによって、ふだん実勢価格、実勢価格と言っているものについても、一定の基準のもとに考えるようなことによって、実態に即するような補助を考えしていくことなどを軌道に乗せていきたいと考えております。

○林(百)委員 加藤主計官に質問いたしますが、

消防庁のほうも、実情に沿った最低限度の装備を持ったスタンダードの消防車三式ぐらいをつくって、そして、その価格を基準に沿うように努力しているということですが、それにしても、あまりに違ひ過ぎる。しかし、ことし二割補助アップしたこととは一步前進ではありますけれども、さらに実情を調べられまして、これはやはり都民や地域住民の生命を守り財産を守るためにではなくてならないものなんですから、この点については一その努力をされたいというように思うわけで、

す。しかし、精神としてはやはり三分の一、しかも実勢に近いものといふことであらうと私は考えております。この点については、長年単価アップの問題について努力をしてまいりまして、先ほど主計官からお話しがありましたとおり、これは、ほんとうにことしになって初めて、この大きな化學車とかはしご車について、二割余の単価アップを実現することができたわけでございます。確かに、実勢価格というものについて、実は、実勢価格と市町村が言っているものについては、先ほどお話しがありましたとおり多少好みがありまして、いろいろな付属品を別に要求しておるようでございます。そういうものは、結局、たとえば消防ポンプについては標準車的なものがございましょう。そこで、私が就任以来、ポンプにつきましては、三通りくらいの標準車というようなものを作つくれないだろうか、そうすれば、それを基準にして選択していただけばいい、そうすれば、実勢価格というものについての判断もある程度、そなへばはでなくできるのではなかろうかという

○林(百)委員 ほんとうにことしになって初めて、この大きな化

學車とかはしご車について、二割余の単価アップを実現することができたわけでございます。

○加藤説明員 もちろん、そういう努力はいたさなければならぬと思います。加藤さん、当然大蔵省としてはそういう努力はしてくださいのでしようね。聞くまでもないと思いますが……。

○林(百)委員 その次に、都市火災についてです

が、これも同僚の桑名議員が詳しく聞かれました

ので、残っている問題だけをお聞きしたいと思いま

ますが、それは地下埋没になつてあるガス管で

すけれども、東京都を例にとってみますと、東京

都の地下には東京ガスだけで何キロメートルのガ

ス管が張りめぐらされているか。これは数字をお

握りですか。

○降矢政府委員 いまのところ承知しております。

○林(百)委員 それではやむを得ません。私のほ

うの調査の数字を出しますが、私のほうの調査で

すと、東京の地下には東京ガスだけで千八百三十

二キロのガス管が張りめぐらされている。このガ

ス管が、自動車の振動

地下鉄の工事、地震、地

盤沈下などによつて絶えず事故発生の危険にさら

されているということが想像できるわけですね。

しかも、ガス管といふのは、一たび事故が起これ

ば非常な惨事になるということは、一昨年四月の

大阪のガス爆発で四百九十九人の犠牲者を出した

ことでもおわかりだと思いますが、このガス管の

保安業務は現在どういうふうに消防庁としてはさ

れておるわけですか。

○降矢政府委員 ガス管の保安業務はガス事業法

によって行なうことになっておりまして、消防庁

が直接この保安業務にタッチするというかこう

にはなつております。ただ、先生御指摘のよう

になりますからね。

○降矢政府委員 確かにそういうお考えもある

と思います。この点のお考えはどうでしようか。万

一事故が起きたら取り返しがつかないようなこと

になりますからね。

○林(百)委員 確かにそういうお考えもある

と思います。この点のお考えはどうでしようか。万

一事故が起きたら取り返しがつかないようなこと

になりますからね。

○降矢政府委員 確かにそういうお考えもある

と思います。たとえば、先ほど述べました火

薬とか、L.P.ガスとか、高圧ガスとか、そういう

ものについても、結局災害が起これば、現場の

消防の方々がそれを鎮圧し救助するという実際の

作業をやるわけございまして、それを、起こる

前の保安について全部消防でやる、あるいはもっ

ともだらうと思います。この点について、実は、

ガスについては通産局で保安業務をやっておるわ

けでございますが、全面的に消防にこれを委譲を

する、あるいは消防が全く全部やるということに

なりますれば、いまの体制ではとてもできないと

私は思います。それが第一点でございます。した

がって、たとえば、むしろ建築工事中に消防側

が気がついたことを意見として申し出るといふよ

うことは当然やつておりますけれども、お考え

としては十分理解できるわけございますが、現

おきますけれども、消防長官、そういうもつと積極的な前向きな姿勢をとって、遠慮なくそういう審議をするところへも実情を知らせるということが必要だと思いますが、どうでしょうか。

○降矢政府委員 その点につきましては、先ほど申し上げました現地の消防の方々と研究会を開いております。そういう問題も討議の課題にしておりますので、当然そういうことをさせていただきたいと私は思っております。

○林(百)委員 それから、このたびの法案についてひとつ具体的にお聞きしたいのですが、大阪の千日ビル火災のときも、化学繊維が燃えたということと同時に、それから発生する有毒ガスによって窒息して人命を失っているということが非常に多いわけですね。ブレイタウンでなくなられた方々は、焼け死んだといふよりは、むしろ窒息死しているということのほうが多いわけなんですね。したがって、このたびの改正法で化学繊維を難燃化する、要するに燃えがたいようにするということですね。こういうことは、それはそれで私は意義があると思いますけれども、しかし、化学繊維が燃えた場合、有毒ガスを発生して、そのため窒息死をするということに対する消防庁側の積極的な改善方法が必要ではないでしょうか。そういう意味で、このたびの法案で、防炎規制なりあるものは防炎物質についての一定の改善をしようとする努力は見られますけれども、そこから出てくる人命にかかる有毒ガスの発生を阻止するという点については改正しないでいいのでしょうか。

○降矢政府委員 消防庁の立場から言いますと、ものが燃えないような防火管理の徹底、これが第一であります。第二は、燃え始めた初期の段階ですみやかに消火すること。そのために必要な施設を整備する。たとえば、スプリンクラーというのがその一例でございます。同時に、いま言いましたようない初期の段階で早く警報を発して避難させます。これによって人命を守る。と同時に消火は当然でございますけれども、そういう仕組みを考えるわけでございます。もとより、天然繊維であ

ろうと、化学繊維であろうと、燃えれば一酸化炭素はどんな物質でも出るわけでございます。そのほかに、塩化ビニール系統であれば、塩素ガスと

いうものを当然出しますし、また、シアン化ガスと同様のものも出るわけでございます。この点につきましては、やはり密室になりますので、どうしてもそれが室内にこもってしまう。同時に、建材等あるいはそういう繊維等は発煙量が多くござりますので、つまり酸素不足という状態があわせて生きるわけでございます。したがって、施設としてひとつの建築構造の中で建築設備として考えられます排煙というようなものを当然考へなければならぬというふうに思うわけでございます。いずれにいたしましても、理想的に言えば、火が出ても燃えない繊維、燃えない建材がなければいい

わけでございますけれども、繊維についても、そんなことはいまの段階ではなかなか困難でございます。したがって、防火、消火と、出了の排煙、避難ということを組み合わせて人命の安全を守るということを考えなければならぬと思っております。

○林(百)委員 われわれが常識的に考えれば、燃えるというのは、炎が出て燃えるのですけれども、炎が出て燃えなくとも、いぶる程度でも非常にうまい方法が必要ではないでしょうか。そういう意味で、このたびの法案で、防炎規制なりある有毒ガスを発生する繊維製品やあるいは建材がないは防炎物質についての一定の改善をしようとする努力は見られますけれども、そこから出てくる人命にかかる有毒ガスの発生を阻止するという問題については改正しないでいいのでしょうか。

○降矢政府委員 消防庁の立場から言いますと、ものが燃えないような防火管理の徹底、これが第一であります。第二は、燃え始めた初期の段階ですみやかに消火すること。そのために必要な施設を整備する。たとえば、スプリンクラーというのがその一例でございます。同時に、いま言いましたようない初期の段階で早く警報を発して避難させます。これによって人命を守る。と同時に消火は当然でございますけれども、そういう仕組みを考えるわけでございます。もとより、天然繊維であ

う点、新しく化学的な観点から消防の対策を講じていくという姿勢が必要だと思いますが、どうでしょうか。

○降矢政府委員 いま、千日ビルの火災に関連して、たとえば石こうパーライトとか、石綿のスレートとか、そういう不燃材料で内装するといふことはすでに実施されておるところでございます。それからまた、準不燃材料と申しまして、石こうボードとか、木目のセメント板とか、たとえば高い建物においては、火を使うところの部屋はそういうもので内装しなければならぬというような規定も設けられ、また実行されているところでございます。

○林(百)委員 いすれにいたしましても先生のおっしゃるようにな、材料そのものの不燃化を推進するということは当然でございまして、さらにこの普及につきましては、昨年来、建設省と私のほうで共同で協力をしておりますが、燃えないということは、つまるところ、まだ完全燃焼もなかなかしないということです。したがって、煙とガスを同時に出さないようなものもござります。私たちの指導は、この交付税の基準財政需要額に算定している額を標準として条例で定めるようなどうことで、私が就任して以来も、この引き上げ方を——ずいぶん低かったわけでございまして、これについての指導をやっておりますので、かなり千差万別で、高いところは二千円あるいは二千五百円というところもありますけれども、安いところは四百円というようなところもございます。私たちの指導は、この交付税の基準財政需要額に算定している額を標準として条例で定めるようなどうことで、私が就任して以来も、この引き上げ方を——ずいぶん低かったわけでございまして、これについての指導をやっております。しかしながら、まだ相当千差万別のような状況でございます。

○林(百)委員 そこで、この不燃材料、難燃材料の問題をずいぶん普及したわけでございます。御趣旨のよう、建材そのものについてそういう方向で努力しておりますが、燃えないということは、つまるところ、まだ完全燃焼もなかなかしないということです。したがって、煙とガスを同時に出さないようなものをもつと研究する。これは当然でございます。ターゲットその他を通じて、この不燃材料、難燃材料の問題をずいぶん普及したわけでございます。

○林(百)委員 そういう問題について積極的に化學的な研究をされ、消防行政がそういう面にまで手が届くような措置をされることを私は強く要望したいと思います。最近の火災の現状を見ましても火で焼け死ぬというよりもむしろそういうものから発生するガスによって窒息死するということがありますので、十分注意されたいと思いま

まつて、そこから電気が逆流してきて団員が一人死んでいるわけですけれども、非常に氣の毒だと思います。そこで私はお聞きしたいのです

が、消防団員というのは手当は一体どのくらい受けるのですか。こういう命がけの仕事をするのに、職員でない普通の団員というのは、一度火事があつて出れば、彼らの手当がもらえるのですか。

○降矢政府委員 出動手当につきましては、地方交付税の基準財政需要額に算定している額は、一回一千二百円でございます。しかし、個々の市町村におきまして条例でこれを定めることになっておりますので、かなり千差万別で、高いところは二千円あるいは二千五百円というところもありますが、消防団員というのは手当は一体どのくらい受けるのですか。こういう命がけの仕事をするのに、職員でない普通の団員というのは、一度火事があつて出れば、彼らの手当がもらえるのですか。

○林(百)委員 たてまえは、公務災害補償等共済基金の制度もあるわけなんですが、それから市町村で条例もありますが、そういう場合の、なくなつた消防団員の遺族に対する一時金あるいは年金の制度ですが、消防団員等公務災害補償等共済基金の制度もあるわけなんですが、それから市町村で条例もありますが、条例できまつてあるだけなんですか。条例のほかに、死んだ場合には、消防庁とかあるいは国からも出るのでしようか。条例の範囲でどどあるのでしようか。それで、年金というものは一体つくのでしょうか。つかないのでしょうか。

○降矢政府委員 たてまえは、公務災害補償等共済基金の制度もありますが、それから市町村で条例もありますが、条例できまつてあるだけなんですか。条例のほかに、死んだ場合には、消防庁とかあるいは国からも出るのでしようか。条例の範囲でどどあるのでしようか。それで、年金というものは一体つくのでしょうか。つかないのでしょうか。

金が年金としてつくはゞでござります。もとより、この条例は、いま先生がおつしやいました政令に基づいて、政令に定めておる額を基準として条例を定めるということにしてあります。各市町村、その点は共通の条例を定めております。したがつて、補償額は全く同額になるわけでございます。

○林(百)委員 そうすると、年金はどのくらいについて、一時金はどのくらい下がるものなんでしょうか。どういう制度からどのくらい下がるものなんでしょうか。

○降矢政府委員 これは、ただいま先生がお話しになりました消防職員の職員としての勤務年限について、一時金はどのくらい下がるものなんでしょうか。どういう制度からどのくらい下がるものなんでしょうか。

○林(百)委員 「普通の団員のこと」を聞いております」と呼ぶ)だから、団員という身分における勤務年数その他によつて額が変わってまいりますので、具体的な計算は、その人の条件を見ないと、どのくらいかということはちょっと申し上げられません。

○林(百)委員 それで、最低の場合と最高の場合を説明してくれませんか。最低の場合はどのくらいになりますか。あるいは年金のつかないといいう場合もあるでしようか。

○青山説明員 消防団員の公務災害の補償額につきまして、一つのモデルをつくりまして試算いたしましたと、たとえば本人が階級は団員でありまして、勤務年数が十年未満、それから妻、子供が二人というような家族構成を一応考えました場合に、遭難の補償年金額は、現行制度では三十八万一千円程度でございます。ただいま、今年度からさらに基礎額を改定する予定になつております。それを改定いたしますと、年金額が四十三万一千円程度というのが一つのモデルでございます。

○林(百)委員 それから一時金の場合はどうなるのですか。一時金というのは下がらないのであります。質問がわからないようですが、年金がつく場合は、一時金というのは下がらないのであります。年金だけですか。

○林(百)委員 年金だけです。

○林(百)委員 それでは、年金がつかない人に一時金がつくのでしょうか。そういう場合は一時金が幾ら下がるのでしようか。

○降矢政府委員 ただいま課長が申し上げましたモデルで、遭難補償年金というものがつきますから、その公務災害としての一時金はないわけですが、私の推測でございますが、いわゆる消防賞じゅづ金のことではなかろうかという気がいたします。これにつきましては、国、県、市町村という段階でそれぞれ支給することになつておりますが、県、市町村で条例でこれをきめておるものでございます。

○林(百)委員 ジヤ、それでいいでしよう。これは、年金が四十万程度で、子供二人、母親一人というと、月に約三万七、八千円ですか、四万足りないわけですね。人事院の標準生計費だと七、八万かかるといいうのですから、その半分しか出ないということです。

○林(百)委員 これが、年金がつかない人には、年金が四十万程度で、子供二人、母親一人というと、月に約三万七、八千円ですか、四万足りないわけですね。人事院の標準生計費だと七、八万かかるといいうのですから、その半分しか出ない

○林(百)委員 さて、その次に、千日ビルの火災でございますが、この千日ビルについての賠償金のほう、補償金のほうは目下どうなつてますか。私は、最近その事情を聞きましたが、この千日ビルは社長の松尾さんと、それから二千日前店は社長が入院中でございまして、専務が常務か、責任者に会つて、その話をよくしておいたということございました。その後私が聞きましたところによりますと、当日は、遺体の引き取りその他全部、会社側がそれらの話し合いをつけてお送りするということにし、なお、遭難の皆さん方の合意を得て合同慰靈祭を行なつた。一億五千万だつたと思ひましたが、見舞金としてとりあえず出し、合同慰靈祭の後に、遭難族代表をきめさせていただいて、いま長官からお答えしましたところを終了してから、いわゆる関係者四団体、こちらの千日ビルの関係者でありますが、それと遭難の間で話を始めたということを聞いておりますが、まだ糸口であります。そういう状況でござい

○林(百)委員 さて、その次に、千日ビルの火災でございますが、この千日ビルについての賠償金のほう、補償金のほうは目下どうなつてますか。私は、最近その事情を聞きましたが、この千日ビルは社長の松尾さんと、それから二千日前店は社長が入院中でございまして、専務が常務か、責任者に会つて、その話をよくしておいたということございました。その後私が聞きましたところによりますと、当日は、遺体の引き取りその他全部、会社側がそれらの話し合いをつけてお送りするということにし、なお、遭難の皆さん方の合意を得て合同慰靈祭を行なつた。一億五千万だつたと思ひましたが、見舞金としてとりあえず出し、合同慰靈祭の後に、遭難族代表をきめさせていただいて、いま長官からお答えしましたところを終了してから、いわゆる関係者四団体、こちらの千日ビルの関係者でありますが、それと遭難の間で話を始めたということを聞いておりますが、まだ糸口であります。そういう状況でござい

○林(百)委員 そこで、雇用関係があつて、働いている人たちは、労働基準法が適用があるかもしれません、たまたま客としてそこへ行つていた人は、労働基準法も何も適用がない。たまたまああいう不幸な事態にあつてなくなつたにもかかわらず、いまもって補償金もやつと糸口へついたりながら円滑なる補償ができるように見守つておるというの

○林(百)委員 渡海自治大臣も、隣の大坂府のこ

たちもさぞ——これは五月の十三日ですか、もう一ヶ月にもなんなんとしているときに、まだ補償金もつかないということではなはだ心外にえられないわけですが、こういうことについては、消防庁としては、何らの指導権限も行政的な指導といふものもないものでしようか。

○渡海國務大臣 実は、私、翌日さつそく現地へ参りました。ちょうどそのときに、プレイタウンの責任者と、発火されましたニチイ千日前店ですかの責任者もおられまして、補償の問題その他について万全を期せられたいということをよくお願いをしておきました。たまたま大阪市長も知事も一緒にでしたが、市長さんにもそのことをよくお願ひしたいと言うと、市長も、それらの代表者の方々に必要とあればいつでもあつせんするからということを言つていただきた次第でございます。

○林(百)委員 その後の市長からの報告によりますと、市長自身が、この千土地の社長の松尾さんと、それから二千日前店は社長が入院中でございまして、専務が常務か、責任者に会つて、その話をよくしておいたということございました。その後私が聞きましたところによりますと、当日は、遺体の引き取りその他全部、会社側がそれらの話し合いをつけてお送りするということにし、なお、遭難の皆さん方の合意を得て合同慰靈祭を行なつた。一億五千万だつたと思ひましたが、見舞金としてとりあえず出し、合同慰靈祭の後に、遭難族代表をきめさせていただいて、いま長官からお答えしましたところを終了してから、いわゆる関係者四団体、こちらの千日ビルの関係者でありますが、それと遭難の間で話を始めたということを聞いておりますが、まだ糸口であります。そういう状況でござい

○林(百)委員 いまも聞いた額ですけれども、これは全員に割つてみますと約百万円前後で、これではとても遭難族の生活保障にも何にも足らないわけなんでございます。見舞金にちょっと毛のはえた程度でございませんから、ぜひとと急にこれは処理していただきたいたい。一ヶ月の間に人が子供をかかえて生活に耐えていくということは、これは容易にやらないことだと思います。ですから、そのことをよくくんでいただいて、至急処理するようお願いいたします。

○渡海國務大臣 いまも聞いた額ですけれども、これは全員に割つてみますと約百万円前後で、これではとても遭難族の生活保障にも何にも足らないわけなんでございます。見舞金にちょっと毛のはえた程度でございませんから、ぜひとと急にこれは処理していただきたいたい。一ヶ月の間に人が子供をかかえて生活に耐えていくということは、これは容易にやらないことだと思います。ですから、そのことをよくくんでいただいて、至急処理するようお願いいたします。

○林(百)委員 消防署長官にお尋ねしますが、ここは、防火管

○林(百)委員 渡海自治大臣も、隣の大坂府のこ

とですから、ひとつせひ力を入れて、あなたの自

治大臣をしている間に——あとどのくらいになる

かわかりませんが、このような悲惨なことのあと始末はあなたの代にぜひ片づけておいていただきたい。

○林(百)委員 渡海自治大臣も、隣の大坂府のこ

とですから、ひとつせひ力を入れて、あなたの自

治大臣をしている間に——あとどのくらいになる

かわかりませんが、このような悲惨なことのあと始末はあなたの代にぜひ片づけておいていただきたい。

○林(百)委員 渡海自治大臣も、隣の大坂府のこ

とですから、ひとつせひ力を入れて、あなたの自

治大臣をしている間に——あとどのくらいになる

かわかりませんが、このような悲惨なことのあと始末はあなたの代にぜひ片づけておいていただきたい。

○林(百)委員 最初の防火管理者の件でござい

ますが、あすこのニチイ、それからキヤバレー、それからもう一つ下のほうに百貨店がありますが、これはそれぞれの防火管理者は指名されて、消防署のほうに届け出であります。

それから、それぞれが協議をして定めるべき統括防火管理者といらものはまだ定められておりませんでした。その時点においてはございませんでした。

経過を申し上げますと、このための協議会を消防署が主張いたしまして、やりました。これで総括防火に関する協議の規約案までできておりました。ところが、あそこの六階にボウリング場をつくるということで、その工事を始めましたので、そのボウリング場が完成しましたときに、それをあわせて一緒にやろうということで、総括共同防火管理の協議会案なるものまでは作成されおりましたが、結局、総括防火管理者といらものは火災の時点では定まっておりませんでした。

○林(百)委員 三つのパートの防火管理者はあつた、そして、消防署が一度協議会を招集して、共同防災の案まではあったと言いますが、しかし、その三人を統括して、どこにどのように火が出た場合にはどこがどう協力するとか、そういう最高の総括防火管理者がいないということになりますれば、これは頭のないものになりますので、これは至急させ、そして防火管理者の上に立てて防火管理者を監督するなり、いざという場合には防火管理者の防火上の業務について目をちやんと届かせるという措置をしなければならぬ。これがいなかつたためにてんでんばらばらになってしまって、その上、ある防火管理者のごときは、自分が先に逃げてしまつて、あとは野となれ山となりといふ態度だった。あるいはブレイタウンのごときは、せつから客が逃げようとしたつて、飲み逃げられちゃいけないからといふことで、逃げ道をふさいで錠をかゝつてしまつたといふうなことをまで起きております。これは消防署の責任だと思いますので、今後こういうことのないよう、ああいう寄り合い世帯のビルの防火管理について

は、ひとつ事前の厳重な指導をぜひ十分にしていただきたいと思います。時間があつたので、最後に一つだけお聞きしますが、直ちに消防署のみで言えることがござります。もちろん、厚生省所管に属する部分が多いので、消防署だけでということは言えませんけれども、この提言の内容について考えてみますと、前文に、「本来、一体的にとらえられるべき急救医療が、搬送は消防署、治療行為は厚生省と所管が分かれ、その間に十分な連携がなく、急救医療体制整備についての国、都道府県および市町村の分担関係が明らかでない」とあります。運ぶのは救急車で消防署が運ぶ、治療行為は厚生省といふようなことで、急救医療に関する消費者保護対策がはなはだちぐはぐになつてゐるという意見が出でるわけですが、それに対しての消防署の御意見を伺いたいのと、並びに、こういうちぐはぐのため急救医療が非常にそこを来たしているといふことに対して、自治大臣も改善しなければならないと思うのですけれども、どういうようにお答えになつておられるか。まず、消防署の御意見を伺いたい。

○降矢政府委員 確かに、現場におきます搬送は消防が担当し、そして、どこの医者に、どこの病院に運んだらいいのかということにつきましては、消防本部に急救指令センターを持つていて、私は、そこに病院のベッド数あるいはどういう医者がおるかということの表示がありますので、その指示を受けるのをたてまえとしておりま

しておきますが、救急医療措置について、私のほうに資料があります。今月の五日の「国民生活審議会消費者保護部会長所見」というのがあります。が、これを見ますと、「救急医療に関する消費者保護対策について」という提言がなされ、その内容はもろん厚生省所管に属する部分も多くあります。もちろん、厚生省所管に属する部分が多いので、消防署だけでということは言えませんけれども、この提言の内容について考えてみますと、前文に、「本来、一体的にとらえられるべき急救医療が、搬送は消防署、治療行為は厚生省と所管が分かれ、その間に十分な連携がなく、急救医療体制整備についての国、都道府県および市町村の分担関係が明らかでない」とあります。運ぶのは救急車で消防署が運ぶ、治療行為は厚生省といふようなことで、急救医療に関する消費者保護対策がはなはだちぐはぐになつてゐるという意見が出でるわけですが、それに対しての消防署の御意見を伺いたいのと、並びに、こういうちぐはぐのため急救医療が非常にそこを来たしているといふことに対して、自治大臣も改善しなければならないと思うのですけれども、どういうようにお答えになつておられるか。まず、消防署の御意見を伺いたい。

○降矢政府委員 確かに、現場におきます搬送は消防が担当し、そして、どこの医者に、どこの病院に運んだらいいのかということにつきましては、消防本部に急救指令センターを持つていて、私は、そこに病院のベッド数あるいはどういう医者がおるかということの表示がありますので、その指示を受けるのをたてまえとしておりま

しておきますが、救急医療措置について、私のほうに資料があります。今月の五日の「国民生活審議会消費者保護部会長所見」というのがあります。が、これを見ますと、「救急医療に関する消費者保護対策について」という提言がなされ、その内容はもろん厚生省所管に属する部分が多くあります。もちろん、厚生省所管に属する部分が多いので、消防署だけでということは言えませんけれども、この提言の内容について考えてみますと、前文に、「本来、一体的にとらえられるべき急救医療が、搬送は消防署、治療行為は厚生省と所管が分かれ、その間に十分な連携がなく、急救医療体制整備についての国、都道府県および市町村の分担関係が明らかでない」とあります。運ぶのは救急車で消防署が運ぶ、治療行為は厚生省といふようなことで、急救医療に関する消費者保護対策がはなはだちぐはぐになつてゐるという意見が出でるわけですが、それに対しての消防署の御意見を伺いたいのと、並びに、こういうちぐはぐのため急救医療が非常にそこを来たしているといふことに対して、自治大臣も改善しなければならないと思うのですけれども、どういうようにお答えになつておられるか。まず、消防署の御意見を伺いたい。

○降矢政府委員 確かに、現場におきます搬送は消防が担当し、そして、どこの医者に、どこの病院に運んだらいいのかということにつきましては、消防本部に急救指令センターを持つていて、私は、そこに病院のベッド数あるいはどういう医者がおるかということの表示がありますので、その指示を受けるのをたてまえとしておりま

しておきますが、救急医療措置について、私のほうに資料があります。今月の五日の「国民生活審議会消費者保護部会長所見」というのがあります。が、これを見ますと、「救急医療に関する消費者保護対策について」という提言がなされ、その内容はもろん厚生省所管に属する部分多くあります。もちろん、厚生省所管に属する部分が多いので、消防署だけでということは言えませんけれども、この提言の内容について考えてみますと、前文に、「本来、一体的にとらえられるべき急救医療が、搬送は消防署、治療行為は厚生省と所管が分かれ、その間に十分な連携がなく、急救医療体制整備についての国、都道府県および市町村の分担関係が明らかでない」とあります。運ぶのは救急車で消防署が運ぶ、治療行為は厚生省といふようなことで、急救医療に関する消費者保護対策がはなはだちぐはぐになつてゐるという意見が出でるわけですが、それに対しての消防署の御意見を伺いたいのと、並びに、こういうちぐはぐのため急救医療が非常にそこを来たしているといふことに対して、自治大臣も改善しなければならないと思うのですけれども、どういうようにお答えになつておられるか。まず、消防署の御意見を伺いたい。

○降矢政府委員 確かに、現場におきます搬送は消防が担当し、そして、どこの医者に、どこの病院に運んだらいいのかということにつきましては、消防本部に急救指令センターを持つていて、私は、そこに病院のベッド数あるいはどういう医者がおるかということの表示がありますので、その指示を受けるのをたてまえとしておりま

開く」ととし、本日は、これにて散会いたしま
す。

午後五時二十一分散会

地方行政委員會議錄第三号中正誤

ページ 段行 誤 正

一一一 畑和君 山本弥之助君外一名
一二七 畑和君 山本幸一君外一名

昭和四十七年六月二十二日印刷

昭和四十七年六月二十三日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局